

# 日本生殖医学会雑誌

Journal of **J**apan **S**ociety for **R**eproductive **M**edicine

4

Vol.64 No.1・2 April 2019

## 第64回日本生殖医学会学術講演会のお知らせ (第2回会告)

第64回日本生殖医学会学術講演会を下記の要領より開催しますので、奮ってご参加頂きますよう、お願い申し上げます。

学会テーマ：世界に発信する個別化生殖医療

会期：2019年11月6日（水）幹事会・理事会  
11月7日（木）学術講演会・臨時社員総会・懇親会  
11月8日（金）学術講演会

会場：神戸国際会議場，神戸国際展示場（兵庫県神戸市）  
（主会場）神戸国際会議場  
〒650-0046 神戸市中央区港島中町 6-9-1  
TEL 078-302-5200

プログラム概要（予定）：

### 基調講演

Situation of Male Factor in Reproductive Medicine in Next decade

Speaker：Craig Niederberger MD, PhD

(Department of Urology, University of Illinois at Chicago)

### 招請講演

New Devices to Improve Outcome of ART

Speaker：Ashok Agarwal PhD

(Clinical Andrology Center and Fertility Laboratory at Avon, Cleveland Clinic)

### 教育講演 1

Nutrition in Reproductive Medicine

Speaker：Jorge Chavarro PhD

(Harvard T.H Chan School of Public Health)

### 教育講演 2

Perspective of Fertility Preservation

Speaker：Francesca Elizabeth Duncan, PhD

(Obstetrics and Gynecology, Northwestern University)

### 教育講演 3

がんサバイバーの妊娠出産の実態調査報告（仮題）

演者：原田美由紀

（東京大学医学部附属病院 産婦人科）

### 教育講演 4

Preconception care としての子宮内膜症の取り扱い（仮題）

演者：北島 道夫

（長崎大学病院 産婦人科）

## シンポジウム

1. 生殖医療における危機管理
2. 妊孕性温存療法の新展開
3. 配偶子の in vitro maturation
4. 生殖医療における統合医療
5. 生殖医療と AI
6. こんなのがあったらいいな—生殖医療における new technology, new device
7. 様々な家族形成のかたち
8. 生殖医療と法整備
9. これからを見据えた生殖医療の基礎研究

## その他

一般演題（口演・ポスター）、共催セミナー、生殖医療従事者講習会  
生殖医療コーディネーター講習会、男性不妊フォーラム

演題登録期間（予定）：2019年4月25日（木）～6月6日（木）

2019年4月  
第64回日本生殖医学会学術講演会  
会長 岡田 弘  
(獨協医科大学埼玉医療センター泌尿器科 主任教授)

## 大会に関するお問合せ先

第64回日本生殖医学会学術講演会 運営事務局  
〒102-8481 東京都千代田区麴町 5-1 弘済会館ビル  
株式会社コングレ 内  
TEL：03-5216-5318/FAX：03-5216-5552/E-mail：jsrm2019@congre.co.jp

## 2019年度日本生殖医学会生殖医療専門医認定試験のご案内 (第2回会告)

2016年4月から新・生殖医療専門医制度細則による生殖医療専門医研修開始をし、2019年3月末をもって3年間の研修を修了される先生方におかれましては2019年度生殖医療専門医認定審査申請が可能になります。研修終了認定ならびに生殖医療専門医認定試験申請をされる対象の先生方には12月下旬を目途に別途郵送でご案内を差し上げる予定ですが、2019年4月～6月上旬を予定する申請期間においてご提出いただく書類をご準備いただくようご予定ください。なお、最新情報は随時、本会ホームページ ([http://www.jsrm.or.jp/qualification/specialist\\_new.html](http://www.jsrm.or.jp/qualification/specialist_new.html)) 上にてご案内申し上げますのでご確認ください。

### 記

1. 日本生殖医学会生殖医療専門医認定試験申請  
受付期間：2019年4月～6月3日(月)  
\*受付期間内の書類ご提出をお願いいたします。  
\*2019年7月頃に一次審査の可否(研修終了認定の可否)についてご連絡いたします。その際、二次審査等詳細についても合わせてご案内いたします。
2. 日本生殖医学会生殖医療専門医認定試験(二次審査)  
日程：2019年12月8日(日)<予定>  
会場：東京
3. 申請条件
  - (1) 我が国の医師免許を有する者
  - (2) 研修開始申請時から引き続き日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医あるいは日本泌尿器科学会認定泌尿器科専門医である者
  - (3) 研修開始申請時から引き続き日本生殖医学会の会員である者
  - (4) 研修期間を2016年4月1日～2019年3月31日とし、生殖医療専門医制度細則第5章の研修内容のすべてを満たす者(または2016年4月1日以前に研修を開始し、申請の上、2019年3月31日まで研修期間を延長した者)
4. 申請提出書類  
本会ホームページ  
[http://www.jsrm.or.jp/qualification/specialist\\_application.html](http://www.jsrm.or.jp/qualification/specialist_application.html)  
に掲載されている生殖医療専門医認定審査の手引きを参照のこと。申請書類の提出は1の期間内を厳守すること。
5. 提出先  
一般社団法人日本生殖医学会  
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-1 弘済会館ビル6階  
電話：03-3288-7266 E-mail：info@jsrm.or.jp  
※書類提出の際は、封筒表に「専門医新規認定申請書在中」と朱記のこと。  
※送付の際は簡易書留(送料は申請者負担)のこと。

以上

2018年9月  
一般社団法人 日本生殖医学会  
理事長 市川 智彦  
日本生殖医学会生殖医療従事者制度委員会  
委員長 永尾 光一

## 生殖医療専門医制度細則による生殖医療専門医認定のための研修開始登録 申請受付開始のご案内

生殖医療専門医制度細則（以下、細則と略す）に基づく生殖医療専門医認定のための研修開始登録の2019年度受付を4月から開始いたします。生殖医療専門医の認定を目指している会員の皆様におかれましては、下記申請要項に従って指定の期間（2019年4月2日～6月3日）に研修開始登録の申請を行っていただきますようご案内申し上げます。研修開始登録申請書、生殖医療専門医認定審査の手引き等の書類につきましては、本会 HP (http://www.jsrm.or.jp/) からダウンロードいただけますので、合わせてご案内いたします。

2019年4月  
一般社団法人 日本生殖医学会  
理事長 市川 智彦  
生殖医療従事者資格制度委員会  
委員長 永尾 光一

### 日本生殖医学会生殖医療専門医 2019年度 研修開始登録 申請要項

【申請資格】 次の各号のすべてを満たしているものとする。

1. 研修開始申請時において、日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医あるいは日本泌尿器科学会認定泌尿器科専門医である。
2. 研修開始申請時において、研修開始時に入会日から2年以上の会員歴を有する日本生殖医学会会員である。

【提出書類】 以下の書類を受付期間内に提出してください。

1. 生殖医療専門医 研修開始登録申請書
2. 産婦人科専門医あるいは泌尿器科専門医証の写し
3. 申請料（5,000円）振り込みの写し

【申請料の振込先】

申請料：5,000円（振込手数料は申請者が負担）  
三菱東京UFJ銀行 麹町支店（店番号616）（普）0123117  
口座名：一般社団法人日本生殖医学会 専門医口

【申請受付期間】

2019年4月2日（火）～6月3日（月）必着

【申請書提出先】

〒102-8481 東京都千代田区麹町5-1 弘済会館6階  
一般社団法人日本生殖医学会 生殖医療従事者資格制度委員会 宛  
※書類提出の際は、封筒表に「研修開始登録申請書在中」と朱記してください。  
※送付の際は簡易書留（送料は申請者負担）としてください。

【研修開始から認定までのタイムスケジュール例】

- ◆研修開始登録申請書提出締切：2019年6月3日（月）必着
- ◆生殖医療従事者資格制度委員会での申請書類審査：2019年6月中旬予定
- ◆日本生殖医学会カード（JSRMカード）送付：2019年7月予定
- ◆所定の研修（生殖医療専門医認定審査の手引きを参照してください）
- ◆生殖医療専門医認定試験の受験を申請：2022年4月～6月予定

## 生殖医療専門医制度細則による認定研修施設・研修連携施設 認定（指定番号）のご案内

日本生殖医学会 生殖医療専門医制度細則（以下細則と略す）による認定研修施設ならびに研修連携施設につきまして、認定された施設の指定番号を

本会 HP (<http://www.jsrm.or.jp/>) に掲載しておりますのでご確認くださいませようご案内いたします。

細則第5章第5条の第2項にあるように、生殖医療専門医の認定を申請するには、少なくとも1年間以上、認定研修施設に専任で所属の上研修を行うことが必要です。

生殖医療専門医の認定を目指している会員の皆様は、本会 HP 上の認定研修施設一覧表を確認の上、研修開始登録受付開始のご案内に従って研修開始登録の申請を行ってください。

また、次回の認定研修施設・研修連携施設の申請は2020年1月頃を予定しています。

詳細は2019年12月頃に本会 HP 等でご案内する予定とさせていただきます。

2019年4月  
一般社団法人 日本生殖医学会  
理事長 市川 智彦  
生殖医療従事者資格制度委員会  
委員長 永尾 光一

## 2019年度生殖医療従事者講習会の開催予定について

2019年度は、講習会を3回開催する予定です。

日本専門医機構への移行改訂作業に伴う過程で基準に沿うように、2016（平成28）年度より単位項目を（1単位30分）から1演者60分で1単位として組み直しております。詳細は下記のカリキュラムおよび【注意事項】をご確認ください。また、詳細情報・事前登録のご案内も随時本会ホームページでご案内いたします。

生殖医療専門医ポイントは、本会ホームページ上の細則（生殖医療専門医制度細則）をご確認ください。なお、現在、日本専門医機構への移行改訂作業に伴い、細則が下記と必ずしも合致していない部分もありますが、2019年度は下記にて対応する予定でおりますことをご了承ください。

一般社団法人 日本生殖医学会  
理事長 市川 智彦  
生殖医療従事者資格制度委員会  
委員長 永尾 光一

### 第1回生殖医療従事者講習会<定員500名>

日時：2019年8月25日（日）11：00～16：00（昼休憩あり）

昼食は各自でお取りください。（会場持ち込み可）

会場：ナレッジキャピタルコングレコンベンションセンター ホールA

〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 北館B2F

事前登録受付：7月中旬

単位項目	講習内容
⑤（旧（7）（8））	治療総論・検査・診断/一般治療各論（排卵誘発）
④（旧（5）（10））	男性生殖生理・生殖内分泌/一般治療各論（男性不妊）
③（旧（4）（9））	女性生殖生理・生殖内分泌/一般治療各論（女性手術・不育症）
⑥（旧（11））	一般治療最近の進歩/子宮内膜症

カリキュラム：各60分 合計4時間

### 第2回生殖医療従事者講習会<定員制>

日時：2019年11月8日（金）7：00～9：00

第64回日本生殖医学会学術講演会会期中

会場：神戸国際会議場、神戸国際展示場（兵庫県神戸市）

・神戸国際会議場 〒650-0046 神戸市中央区港島中町6-9-1

・神戸国際展示場 〒650-0046 神戸市中央区港島中町6-11-1

事前登録受付：10月上旬

単位項目	講習内容
⑦（旧（12）（15））	生殖補助医療総論・管理/生殖補助医療最近の進歩
⑧（旧（13）（14））	生殖補助医療各論（体外受精/顕微授精）

カリキュラム：各60分 合計2時間

### 第3回生殖医療従事者講習会<定員制>

日時：2019年12月8日（日）10：00～12：00

会場：都市センターホテル「コスモスホール」

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-1

事前登録受付：11月上旬

単位項目	講習内容
① (旧 (1) (2))	生殖医療総論・トピック/生殖倫理・関係法規
② (旧 (3) (6))	生殖遺伝/生殖免疫・感染症等

カリキュラム：各 60 分 合計 2 時間

#### 【受講料】

各回 10,000 円（生殖医療コーディネーターは 5,000 円）

取得制度や単位数により、受講料の見直しをさせていただく場合もございます。

#### 【講習時間】

各単位 60 分

講習会開始 15 分前より生殖医療従事者資格制度委員会委員長挨拶，理事長挨拶，注意事項の説明がありますので，開始 15 分前にはご入場願います。

#### 【注意事項】

- ・事前登録をされていない方は受講できません。
- ・席数に限りがあるため，満席になり次第，期日前に受付を終了する場合がございます。
- ・生殖医療専門医・生殖医療専攻医以外でご参加の方は，事前登録受付期間中に事務局にメール（info@jsrm.or.jp）にてお申込み下さい。事前登録が優先となりますので，定員を満たしてしまった場合は受講いただけない場合がございます。
- ・コーディネーターの方は受講料が異なるため，事前登録ではお申込みできません。必ずメール（info@jsrm.or.jp）にてお申込み下さい。

## 2019年度生殖医療コーディネーター講習会開催について

第64回日本生殖医学会学術講演会会期中に生殖医療コーディネーター認定者の研鑽を目的とし、知識の習得と認定者同士が相互に情報交換や連携をとって活動ができるよう生殖医療コーディネーター講習会を行います。

皆さま学術集会への参加も含め、ふるってご参加いただきますようお願いいたします。

なお、本講習会への参加は生殖医療コーディネーターの更新要件の1つにもなります。

また、今年度コーディネーターを申請された方は、本講習会とは別に開催される当該年度の生殖医療従事者講習会への参加が望ましいとされていますので、そちらも是非ご参加ください（事前申込制です）。

生殖医療コーディネーター規約については本会ホームページ

[http://www.jsrm.or.jp/qualification/coordinator\\_training.html](http://www.jsrm.or.jp/qualification/coordinator_training.html) をご確認ください。

2019年4月

一般社団法人 日本生殖医学会

生殖医療従事者資格制度委員会

委員長 永尾 光一

生殖医療コーディネーター委員会

委員長 永野 妙子

日 時：2019年11月7日（木）16：30～18：00（仮）（第64回日本生殖医学会学術講演会会期中）

場 所：神戸国際会議場，神戸国際展示場（兵庫県神戸市）

受講料：無料 事前予約等不要

テーマ：未定

形 式：未定

講 師：未定

最新情報については随時本会ホームページ上にてお知らせいたします。

## 2019年度生殖医療コーディネーター認定のご案内

下記の要領で本会の生殖医療従事者制度における生殖医療コーディネーター認定を実施いたします。ご希望の方は、記載の応募要項に従い、申請書類提出および認定登録料納入をお願い申し上げます。

2019年4月  
一般社団法人 日本生殖医学会  
理事長 市川 智彦  
生殖医療コーディネーター委員会  
委員長 永野 妙子

### 記

- 【提出書類】
- 1) 申請書 (1部)
  - 2) 看護師免許証コピー (1部)
  - 3) 公益社団法人日本看護協会  
不妊症看護認定看護師あるいは母性看護専門看護師認定証コピー (1部)
  - 4) 母性看護専門看護師は別に活動実績証明書  
[様式1] 主著論文・筆頭学会発表報告書 (1部)  
※生殖看護に関する主著論文1編または筆頭学会発表1題の報告が必須  
[様式2] 症例報告書 (1部)  
※一般不妊治療または高度生殖補助医療のいずれかの症例報告1症例が必須  
[様式3] 学会・講習会参加証明書  
※生殖医療・看護の関連学会2回 (1回は日本生殖医学会) の参加が必須
  - 5) 認定審査料振込用紙控えコピー ※1

【提出先】 一般社団法人 日本生殖医学会  
〒102-8481 東京都千代田区麹町5-1 弘済会館6階

【締切日】 2019年6月3日(月) 必着

【認定審査料】 5,000円  
振込先：三菱UFJ銀行 麹町支店 (616)  
普通口座 0123117  
一般社団法人日本生殖医学会専門医口  
申請者個人の名義でお振込ください。  
※1 振込用紙控えコピーを申請書に同封してください。

以上

一般社団法人 日本生殖医学会  
〒102-8481 東京都千代田区麹町5-1 弘済会館6階  
TEL：03-3288-7266 FAX：03-5216-5552  
E-MAIL：info@jsrm.or.jp  
URL：http://www.jsrm.or.jp



事務局使用欄

# 2019 年度日本生殖医学会

## 生殖医療コーディネーター認定申請書

(西暦) 年 月 日

一般社団法人 日本生殖医学会  
理事長 市川 智彦

フリガナ	
氏名	印
生年月日	(西暦) 年 月 日
現住所	〒 -
勤務施設名	
勤務施設所在地	〒 -
	TEL :
	FAX :
	Email :
日本生殖医学会 会員番号	(入会年度 西暦 年 )
資格条件	↓( )内に○をつけ、認定番号を記載してください。 日本看護協会 ( )不妊症看護認定看護師 ( )母性看護専門看護師 認定番号 No. (取得 西暦 年 月 日 )

[様式 1] 生殖医療コーディネーター申請用紙(母性看護専門看護師用)

主著論文・筆頭学会発表報告書

--

事務局使用欄

申請者氏名

---

※申請には、生殖看護に関する主著論文1編または筆頭学会発表1題のいずれかの報告が必要です。

代表的「論文」1編(主著)

主著1編は別刷(論文コピー)、その他は Abstract コピー添付

	発表者／題名／雑誌名／巻号／発表年
1	
2	
3	

代表的「学会発表」1編(筆頭) Abstract コピー添付

	発表者／題名／学会名(開催地)／発表年
1	
2	
3	

[様式 2] 生殖医療コーディネーター申請用紙(母性看護専門看護師用)  
症例報告書

--

事務局使用欄

申請者氏名

---

※申請には申請者の代表的な生殖看護1症例の報告が必要です。症例は一般不妊治療でも高度生殖補助医療のいずれの対象でも可です。この用紙内に記入してください。

症例報告書

1: 既往歴・合併症
2: 不妊の現病歴
3: 検査結果および診断
4: 治療経過
5: 看護の実際

[様式 3] 生殖医療コーディネーター申請用紙(母性看護専門看護師用)

学会・講習会参加証明書

事務局使用欄

申請者氏名

---

※申請には、生殖医療・看護の関連学会 2 回の参加が必要です。そのうち 1 回は日本生殖医学会の参加が必須です。学会および講習会の参加証明書(参加領収書のコピー等)を添付してください。

	開催 年月日	学会・講習会名	開催地	参加証明書(参加領収書のコピー等)の貼付欄
1				
2				
3				

## 会員の皆様へ：年会費支払い方法について

年会費のご請求につきましては2011年度より、毎年6月頃に封書（自動引落をお手続きいただいている会員にはお葉書で引落日を通知）で送付しております。

2019年度におきましても同様に6月頃に封書にて支払い方法詳細と請求書等を送付いたします。

なお、会員サービス向上の一環として年会費の支払い方法は、郵便振込・銀行口座引落に加え更にコンビニ決済も可能となっております。

会費納入に際しましては、代議員選挙の選挙権被選挙権にも大きく関わってまいります。ご高配賜りますようお願いいたします。

2019年4月  
一般社団法人日本生殖医学会  
理事長 市川 智彦  
庶務担当理事 久慈 直昭

# 日本生殖医学会雑誌

## 第64巻 第1・2号

平成31年4月20日

### —目 次—

第64回日本生殖医学会学術講演会のお知らせ(第2回会告).....	(巻頭)
2019年度日本生殖医学会生殖医療専門医認定試験のご案内(第2回会告).....	(巻頭)
生殖医療専門医制度細則による生殖医療専門医認定のための研修開始登録 申請受付開始のご案内.....	(巻頭)
生殖医療専門医制度細則による認定研修施設・研修連携施設認定(指定番号)のご案内.....	(巻頭)
2019年度生殖医療従事者講習会の開催予定について.....	(巻頭)
2019年度生殖医療コーディネーター講習会開催について.....	(巻頭)
2019年度生殖医療コーディネーター認定のご案内.....	(巻頭)
会員の皆様へ:年会費支払い方法について.....	(巻頭)
2019年4月1日認定 生殖医療専門医.....	1
生殖医療専門医一覧.....	2
2019年4月1日認定 生殖医療コーディネーター.....	8
生殖医療コーディネーター一覧.....	9
2018年度 新名誉会員・新功労会員.....	10
2018年度学術奨励賞・RMB優秀論文賞受賞者.....	12
2019年度日本生殖医学会学術奨励賞について.....	14
日本生殖医学会学術奨励賞選考規定.....	15
日本生殖医学会RMB優秀論文賞について.....	18
一般社団法人 日本生殖医学会定款.....	19
一般社団法人 日本生殖医学会細則.....	25
一般社団法人 日本生殖医学会役員選任規程.....	28
一般社団法人 日本生殖医学会代議員選任規程.....	29
一般社団法人 日本生殖医学会生殖医療従事者資格制度規約.....	31
生殖医療専門医制度細則.....	33
生殖医療コーディネーター制度細則.....	38
一般社団法人 日本生殖医学会 生殖補助医療管理胚培養士制度細則.....	40
一般社団法人 日本生殖医学会 利益相反に関する指針.....	43
一般社団法人 日本生殖医学会「利益相反に関する指針」運用細則.....	46
一般社団法人 日本生殖医学会 旅費規程.....	48
一般社団法人 日本生殖医学会 委員会の運営等に関する報酬規程.....	49
一般社団法人 日本生殖医学会 平成30年度 第1回臨時通信理事会議事録.....	50
一般社団法人 日本生殖医学会 平成30年度 第2回通常理事会議事録.....	51
一般社団法人 日本生殖医学会 平成30年度 常任理事会議事録.....	57
一般社団法人 日本生殖医学会 平成30年度 臨時社員総会議事録.....	59

2019 年 4 月 1 日認定 生殖医療専門医  
(2018 年度生殖医療専門医認定試験合格)

足立 清香	新井 夕果	有川美樹子	安藤 郷子	伊熊慎一郎
池田 詩子	池田 桂子	池田 伴衣	石田 千晴	伊藤 史子
井上 卓也	岩木 有里	梅本 幸裕	江夏宜シエン	大野田 晋
岡本 真知	小川 達之	小野 政徳	甲斐由布子	金谷真由子
鴨下 桂子	川井 清考	木内 寛	菊池 芙美	木寺 信之
木村 秀崇	黒澤 大樹	黒田晋之介	後安 聡子	小泉 雅江
齋藤 愛	慎 武	高谷友紀子	竹内 麗子	竹澤健太郎
田中 紀子	田中理恵子	都築陽欧子	中筋 貴史	中西 桂子
難波 千絵	西山 理恵	濱田 啓義	平田貴美子	藤岡 聡子
保母るつ子	榊谷 法生	松川 泰	松村 史子	水口 雄貴
三宅 達也	宮崎 薫	山本 篤	山本 貴寛	山本 輝
山谷 文乃	米澤 美令			

以上 57 名 (五十音順・敬称略)

## 生殖医療専門医一覧

(2019 年 4 月 1 日現在)

合阪 幸三	青木 洋一	赤嶺こずえ	秋谷 文	明楽 重夫
浅井 光興	朝倉 寛之	浅田 弘法	浅田 裕美	浅田 義正
東 敬次郎	東口 篤司	足立 清香	安達 知子	厚木 右介
阿部 崇	安部 裕司	天野 俊康	網 和美	網田 光善
綾部 琢哉	新井 夕果	有川美樹子	有馬 薫	粟田松一郎
安藤 一道	安藤 郷子	安東 聡	安藤 智子	安藤 寿夫
安藤 索	飯島 将司	飯田 修一	飯野 好明	五十嵐敏雄
五十嵐秀樹	生田 克夫	伊熊慎一郎	池田 詩子	池田 桂子
池田 伴衣	池田万里郎	池淵 佳秀	井坂 惠一	石川 聖子
石川 智則	石川 智基	石川 博士	石川 弘伸	石川 博通
石川 雅彦	石川 睦男	石川 元春	石田 千晴	石塚 文平
石原 理	石松 正也	泉 玄太郎	和泉俊一郎	泉谷 知明
磯部 哲也	井田 守	市岡健太郎	市川 智子	市川 智彦
伊藤啓二郎	伊藤 宏一	伊藤 哲	伊藤知華子	伊藤 直樹
伊東 宏絵	伊東 裕子	伊藤 史子	伊藤 正信	伊藤 理廣
伊藤めぐむ	糸数 修	稲垣 昇	稲嶺真紀子	井上 治
井上 卓也	井上 朋子	井上 善仁	井庭裕美子	今井 篤志
今井 伸	今井 文晴	今本 敬	苛原 稔	岩木 有里
岩佐 武	岩崎 皓	岩崎 信爾	岩下 光利*	岩瀬 明
岩田 壮吉	岩月正一郎	岩橋 和裕	岩原 由樹	岩部 富夫
岩政 仁	岩本 晃明	岩本 豪紀	宇賀神智久	臼井 彰
薄井 千絵	白田 三郎	内田 昭弘	内田 明花	内田 聡子
内田 浩	宇津宮隆史	宇都宮智子	宇都 博文	生方 良延
梅本 幸裕	江頭 活子	江崎 敬	江夏宜シェン	江夏 徳寿
遠藤 俊明	遠藤 尚江	黄木 詩麗	大石 元	大石 博子
大内 久美	大木 麻喜	大沢 政巳	大島 綾	大島 隆史
大須賀智子	大須賀 穰	大田 昌治	太田 信彦	太田 博孝
大野 元	大野田 晋	大野原良昌	大場 隆	大橋 正和

大本 政人	岡 賢二	岡 親弘	岡垣 竜吾	緒方 誠司
岡田 英孝	岡田 弘	岡野真一郎	<u>岡村 均*</u>	岡村 佳則
岡本 恵理	岡本 純英	岡本 一	岡本 真知	岡本 吉夫
小川 修一	小川 毅彦	小川 達之	沖 利通	奥 裕嗣
奥田喜代司	奥田 剛	小栗 久典	尾崎 智哉	長田 尚夫
小澤 伸晃	小代 裕子	小谷 俊一	小田原 靖	小野 修一
小野 政徳	折坂 誠	折出 亜希	甲斐由布子	香川 愛子
柿沼 敏行	笠井 剛	梶原 健	加嶋 克則	柏崎 祐士
可世木久幸	片岡 信彦	片岡 尚代	片桐由起子	勝股 克成
桂川 浩	加藤 恵一	加藤 徹	加藤 浩志	金崎 春彦
金沢衣見子	金谷真由子	金谷 美加	鎌田 美佳	鎌田 泰彦
上条 隆典	神山 茂	神山 洋	鴨下 桂子	唐木田真也
川井 清考	川崎 彰子	河内谷 敏	川戸 浩明	河野 康志
河邊 史子	河村 和弘	河村 寿宏	川村 良	河原井麗正
神田理恵子	菅藤 哲	木内 寛	菊地 盤	菊池 美美
岸 裕司	北 直喜	北井 啓勝	北川 雅一	北澤 正文
北島 道夫	北出 真理	北村 誠司	北村 衛	北宅弘太郎
北脇 城	木寺 信之	絹谷 正之	木原 真紀	木村 正
木村 秀崇	木村 文則	木村 将貴	木村真智子	木村 康之
木谷 保	京野 廣一	清川麻知子	清本 千景	久具 宏司
日下 真純	久慈 直昭	楠田 朋代	楠原 浩二	久須美真紀
工藤 正尊	<u>久保 春海*</u>	久保田俊郎	熊谷 仁	熊耳 敦子
熊切 順	熊澤 恵一	熊澤由紀代	倉智 博久	倉林 工
蔵本 武志	栗岡 裕子	呉竹 昭治	黒澤 大樹	黒田 恵司
黒田晋之介	黒土 升蔵	桑波田暁子	桑原 章	桑原 慶充
後安 聡子	己斐 秀樹	小池 俊光	小泉 雅江	小泉美奈子
高 栄哲	康 文豪	甲賀かをり	郷戸千賀子	古恵良桂子
古賀 実	苔口 昭次	越田 光伸	小島加代子	小嶋 哲矢
小谷早葉子	兒玉 尚志	兒玉 英也	後藤 健次	後藤 栄
後藤 哲也	後藤 真紀	小林真一郎	小林 秀行	小松 淳子
小宮 顕	小宮ひろみ	小森 和彦	小山寿美江	小山 伸夫
古山 将康	近藤 育代	近藤 哲郎	近藤 宣幸	近藤 芳仁

齋藤 愛	齋藤 和男	齊藤寿一郎	齊藤 眞一	齋藤 優
齋藤誠一郎	齊藤 隆和	齊藤 英和	齊藤 正博	坂 佳世
榊原 秀也	坂口健一郎	坂田 正博	酒本 あい	坂本 英雄
坂本 美和	坂本 康紀	佐久本哲郎	佐々木 博	雀部 豊
定月みゆき	佐藤 健二	佐藤 孝道	佐藤 卓	佐藤 剛
佐藤真知子	佐藤 雄一	佐藤 芳昭	佐藤 亘	澤井 英明
澤田 富夫	塩川 素子	塩島 聡	塩谷 雅英	志賀 尚美
繁田 実	志田 久美	七里 和良	漆川 敬治	柴田 康博
柴原 浩章	渋井 幸裕	島田 和彦	清水 真弓	清水 靖
清水 康史	清水 良彦	下屋浩一郎	徐 東舜	生水真紀夫
白石 晃司	白澤 弘光	城田 京子	慎 武	神野 正雄
末岡 浩	末永 昭彦	菅沼 信彦	菅沼 亮太	菅谷 健
菅谷 進	菅原 かな	菅原 準一	菅原 延夫	杉 俊隆
杉浦 真弓	杉野 法広	杉原 一廣	杉本 公平	杉山 里英
杉山 力一	鈴木 吉也	鈴木 聡	鈴木 隆弘	鈴木 達也
鈴木 雅美	首藤 聡子	角沖 久夫	瀬川 智也	関 守利
瀬沼 美保	千石 一雄	宗 晶子	園田 桃代	田井 俊宏
大頭 敏文	高井 泰	高江 正道	高尾 徹也	高尾 成久
高桑 好一	高島 明子	高島 明子	高島 邦僚	田頭由紀子
高田 晋吾	高橋 敬一	高橋健太郎	高橋 俊文	高畠 桂子
高見 雅司	高見澤 聡	高村 将司	高谷友紀子	滝口 修司
田口 早桐	竹内 一浩	竹内 茂人	竹内 巧	竹内 亨
竹内 麗子	竹澤健太郎	竹下 俊行	竹下 直樹	竹島 和美
竹島 徹平	竹谷 俊明	武谷 雄二*	竹林 明枝	竹林 浩一
竹原 祐志	竹村 昌彦	竹村 由里	田島 敏秀	田島 博人
田島麻記子	多田 佳宏	橘 直之	辰巳 賢一	田中 温
田中 慧	田中 俊誠*	田中 紀子	田中 雄大	田中理恵子
田邊 清男	谷 洋彦	谷川 正浩	谷口 憲	谷口 武
谷口 文紀	田畑 知沙	田原 正浩	田原 隆三*	田村 直顕
田村 博史	田村 充利	田村みどり	俵 史子	湯 暁暉
千葉 公嗣	茅原 誠	左 淳奈	左 勝則	張 士青
塚田 和彦	塚原慎一郎	巷岡 彩子	辻村 晃	土屋 雄彦

土山 哲史	筒井 建紀	都築たまみ	都築陽欧子	堤 治
堤 亮	津野 晃寿	寺井 一隆	寺田さなえ	寺田 幸弘
寺田 陽子	堂地 勉	東梅 久子	藤間 芳郎	徳岡 晋
土信田雅一	富田 圭司	富山 達大	友政 宏	戸屋真由美
永井聖一郎	中尾 佳月	永尾 光一	中岡 義晴	中川 浩次
中沢 和美	中島 章	長島 隆	中筋 貴史	詠田 由美
中塚 幹也	中西 桂子	中西 義人	中野 英子	中野 英之
中林 章	中林 幸士	中原 辰夫	中村 潔史	中村 元一
中村佐知子	中村 聡一	中村 智子	中村 康彦	中村 友紀
中村 容子	中村 嘉宏	中山 貴弘	中山 孝善	永吉 基
名越 一介	奈須 家栄	鍋島 寛志	鍋田 基生	並木 幹夫*
檜原 久司	成田 收	難波 聡	難波 千絵	西 修
西 信也	西 弥生	西井 修	西尾 永司	西垣 新
西川 和代	西田 正和	西村 満	西本 光男	西山 幸江
西山 幸男	西山 理恵	根岸 広明	野崎 雅裕	野田 隆弘
野田 洋一*	能仲 太郎	野原 理	野間 桃	野見山真理
萩生田 純	橋場 剛士	羽柴 良樹	橋本 朋子	長谷川亜希子
長谷川 功	長谷川 瑛	幡 洋	服部 幸雄	花岡嘉奈子
馬場 剛	羽原 俊宏	濱田 雄行	濱田 啓義	浜谷 敏生
林 篤史	林 章太郎	林 忠佑	林 輝美	林 直樹
林 伸旨	林 博	林 正美	林 正路	原 周一郎
原 鐵晃	原田 省	原田 竜也	原田 統子	原田美由紀
春木 篤	日高 直美	日比 初紀	平池 修	平田貴美子
平田 哲也	平野 茉来	平野 由紀	廣井 久彦	廣田 泰
深谷 孝夫	福井 淳史	福井 敬介	福田 愛作	福田 淳
福田淳一郎	福田 真	福田 勝	福田 雄介	福原慎一郎
福原 理恵	藤井絵里子	藤井 俊策	藤岡 聡子	藤澤 正人
藤田 和利	藤田 裕	藤田 真紀	藤野 祐司	藤本 晃久
藤原 敏博	藤原 浩	藤原 寛行	藤原 睦子	布施 秀樹
二村 典孝	船曳美也子	古井 憲司	古井 辰郎	古谷 健一
古谷 正敬	平敷 千晶	逸見 博文	保坂 猛	星合 昊*
保母るつ子	洞下 由記	堀内 功	堀江 昭史	堀川 隆

堀川 道晴	本田 徹郎	本田 智子	本田 律生	本間 寛之
前川 正彦	前沢 忠志	前田 知子	牧野亜衣子	牧野 恒久
牧野 弘	政井 哲兵	正橋 鉄夫	増崎 英明	増田 裕
升田 博隆	榊谷 法生	松井 大輔	松浦 講平	松江 陽一
松尾 幸城	松岡 庸洋	松川 泰	松崎 利也	松澤由記子
松下 知彦	松下 宏	松田 公志	松林 秀彦	松原 寛和
松見 泰宇	松村 史子	松本 和紀	松本美奈子	松本由紀子
松山 毅彦	松山 玲子	眞鍋 修一	丸山 哲夫	丸山 正統
三浦 一陽	三浦 清徳	見尾 保幸	三木 明德	三國 雅人
操 良	水口 雄貴	水澤 友利	水沼 英樹*	光成 匡博
三橋 洋治	南 晋	峯 克也	峯岸 敬	箕浦 博之
三室 卓久	宮内 修	宮川 康	三宅 達也	宮崎 薫
宮崎 豊彦	宮地 系典	宮田あかね	宮村 浩徳	宮本 敏伸
向田 哲規	六車 光英	向林 学	村上 弘一	村上 節
村上 雅博	村川 晴生	村越 行高	邨瀬 智彦	村瀬真理子
村田 昌功	村田 泰隆	銘苺 桂子	望月 修	許山 浩司
百枝 幹雄	森 崇英*	森 梨沙	森田 峰人	森本 義晴
森若 治	森脇 崇之	両角 和人	矢澤 浩之	矢内原 敦
柳田 薫	矢野 浩史	矢野 樹理	矢野 哲	矢野 直美
八幡 哲郎	山内 憲之	山縣 芳明	山口 一雄	山口 耕平
山口 隆	山口 剛史	山口和香佐	山崎 一恭	山崎 英樹
山崎 裕行	山崎 玲奈	山下 三郎	山下 直樹	山下 正紀
山下 能毅	山田 成利	山田 秀人	山田 満稔	山出 一郎
山辺 晋吾	山本 篤	山元 慎一	山本勢津子	山本 貴寛
山本 樹生	山本 輝	山本 由理	山谷 文乃	弓削 彰利
湯村 寧	横田 恵	横田 佳昌	吉井 紀子	吉江 正紀
吉岡 信也	吉岡 尚美	吉岡奈々子	吉岡 伸人	吉岡 陽子
吉田 淳	吉田 丈児	吉田 壮一	吉田 英宗	吉田 仁秋
吉田 浩	吉田 宏之	吉田 雅人	吉野 修	吉野 和男
吉野 直樹	吉村 泰典	吉本 泰弘	米澤 美令	依光 毅
梁 善光	若原 靖典	脇本 栄子	脇本 裕	和田 篤
和田 恵子	和田真一郎	和田麻美子	渡邊 恵理	渡邊 善

渡辺 正 渡邊 倫子 渡邊 浩彦 渡邊 良嗣 和地 祐一

以上 785 名（五十音順・敬称略）

\* 枠付は名誉生殖医療専門医

2019 年 4 月 1 日認定 生殖医療コーディネーター

小野 瞳 古賀 利子 西岡 有可 山本 和江 遊佐 浩子

以上 5 名  
(五十音順・敬称略)

## 生殖医療コーディネーター一覧

(2019 年 4 月 1 日現在)

青山 京子	浅野 明恵	安宅 大輝	阿比留のり代	阿部 美喜
荒木 依理	安藤 浩子	生亀 公子	井坂 由樹	石岡 伸子
石垣 望	石原 広美	糸川 優子	稲川 早苗	猪股恵美子
植田 彩	上田 聡代	上田 倫子	宇佐美恵子	内山 陽子
越後 恵美	江原 加織	大石 友美	太田 有美	大月 順子
大野 雅代	大場 緑	岡崎 友香	尾形 優子	小野 瞳
勝部 愛子	勝又 由美	加藤佳代子	鴨狩 直子	北川 由美
久保島美佳	栗城かつみ	小池 弘子	古賀 利子	越間由紀美
小西真千子	小林 祐子	小松原千暁	坂中 弘江	櫻井 恭子
定本 幸子	佐藤ゆかり	佐藤 有理	佐奈 美佳	佐野 好美
澤辺麻衣子	塩沢 直美	篠原 宏枝	鈴木 知美	関 正節
高須 初恵	高橋恵美子	田中 敦子	田渕 良枝	田村 和美
徳永 織衣	徳永 季子	鳥光 陽子	永島百合子	永野 妙子
中村 希	鳴瀬真由美	難波 未来	西尾 京子	西岡 有可
野館 望	萩原 美幸	橋上 英子	橋村 富子	長谷 充子
長谷川久美子	濱田 結実	林 博子	林崎 優子	廣川 忍
福井 孝子	藤島由美子	星 るり子	堀内あさみ	本田万里子
前田あかね	前濱 静香	松尾 七重	松尾 則子	松田 光枝
松田ゆかり	松本 豊美	宮澤香代子	宮前まゆみ	村上貴美子
毛利 正枝	両角 未央	矢神 智美	山崎美由紀	山下 直美
山本 和江	山本志奈子	遊佐 浩子	吉川 典子	米倉あゆみ
若林加菜子				

以上 106 名 (五十音順・敬称略)

## 報 告

### 2018年度 新名誉会員・新功労会員

2018年度 新名誉会員・新功労会員は以下の方々になります。  
(2018年度定時社員総会で承認、臨時社員総会にて会員証授与)

#### 新名誉会員

##### 関東ブロック

武谷 雄二 (たけたに ゆうじ)

医療法人レニア会アルテミスウイメンズホスピタル 理事長

##### 関西ブロック

今井 裕 (いまい ひろし)

京都大学 名誉教授

#### 新功労会員

##### 関東ブロック

井坂 恵一 (いさか けいいち)

東京医科大学産科婦人科学教室 特任教授

##### 関東ブロック

田原 隆三 (たはら りゅうぞう)

昭和大学/たはらレディースクリニック 院長

##### 関東ブロック

柳田 薫 (やなぎだ かおる)

国際医療福祉大学 教授

中部ブロック

生田 克夫 (いくた かつお)  
いくたウィメンズクリニック 院長

関西ブロック

菅沼 信彦 (すがぬま のぶひこ)  
京都大学大学院医学研究科人間健康科学系専攻 教授

関西ブロック

高橋健太郎 (たかはし けんたろう)  
滋賀医科大学附属病院総合周産期母子医療センター 特任教授

関西ブロック

森本 義晴 (もりもと よしはる)  
IVF Japan グループ HORAC グランフロント大阪 CEO 代表

中国四国ブロック

平松 祐司 (ひらまつ ゆうじ)  
岡山大学大学院産科婦人科学教室 名誉教授

九州沖縄ブロック

堂地 勉 (どうち つとむ)  
鹿児島大学産婦人科 名誉教授

(敬称略)

## 報 告

## 2018 年度学術奨励賞・RMB 優秀論文賞受賞者

2018 年度は臨時社員総会において下記，学術奨励賞 3 名，RMB 優秀論文賞 3 名の計 6 名の先生方が受賞・授与されました。今後も生殖医療に関する優秀な論文・研究者への授与を行ってまいりたいと思います。引き続き会員諸先生方のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

一般社団法人日本生殖医学会  
理事長 市川 智彦  
学術部 檜原 久司

## 【2018 年度学術奨励賞】

<基礎部門>

中筋 貴史

(東京医科歯科大学周産・女性診療科)

PLOS Genetics 第 13 卷 1 号 e1006578, 2017 年 1 月

「Complementary Critical Functions of Zfy1 and Zfy2 in Mouse Spermatogenesis and Reproduction」



<泌尿器科部門>

惣田 哲次

(大阪警察病院泌尿器科)

PLOS Genetics

第 13 卷 1 号 e1006578, 2017 年 1 月

「Systematic characterization of human testis-specific actin capping protein  $\beta 3$  as a possible biomarker for male infertility」



<産婦人科部門>

泉 玄太郎

(東京大学医学部産婦人科学教室)

Journal of Immunology

第 198 卷 11 号 pp.4277~4284, 2017 年 6 月

「Oil-Soluble Contrast Medium (OSCM) for Hysterosalpingography Modulates Dendritic Cell and Regulatory T Cell Profiles in the Peritoneal Cavity : A Possible Mechanism by Which OSCM Enhances Fertility」



## 【RMB 優秀論文賞】

<基礎部門>

Narae Kim

(Laboratory of Reproductive Biology, Graduate school of Agriculture, Kyoto University)

RMB Vol. 16 No.1 pp. 58-66

「Immobilized pH in culture reveals an optimal condition for somatic cell reprogramming and differentiation of pluripotent stem cells」



<産婦人科部門>

前川 亮

(山口大学医学部産婦人科)

RMB Vol. 16 No. 2 pp. 206-227

「Thin endometrium transcriptome analysis reveals a potential mechanism of implantation failure」



<泌尿器科部門>

湯村 寧

(横浜市立大学附属市民総合医療センター 生殖医療センター泌尿器科)

RMB Vol. 16 No. 4 pp. 354-363

「Reactive oxygen species measured in the unprocessed semen samples of 715 infertile patients」



(敬称略)

## 2019 年度日本生殖医学会学術奨励賞について

選考規定に準ずる論文を対象に、2019 年度日本生殖医学会学術奨励賞の推薦を受付けます。

推薦資格は、自薦または他薦となります。

他薦の場合は、本学会理事、代議員、大学教授、学会誌レフリーに限ります。

推薦は、所定の書式をご利用下さい。

予備選考委員会および選考委員会で推薦された論文の中から 3 編の受賞論文を決定します。受賞論文の筆頭著者には賞状と副賞としてフェリングファーマ株式会社より奨励金 30 万円を各々に授与します。

ご不明な点は、学会事務局へお問い合わせください。

### 〔推薦書締切日〕

2019 年 6 月 28 日（金）必着

### 〔提出物〕

※全てカラーの PDF ファイルとし、E メール添付にて提出すること

PDF での提出が困難な場合は、必ず事務局に連絡のうえ郵送も可とする

- ・ 推薦書
- ・ 論文別刷 1 部（Supplemental data が刊行されている場合はその部分のコピーも含めて添付すること）
- ・ 学会発表時の抄録コピー

### 〔推薦書送付先および問い合わせ先〕

一般社団法人日本生殖医学会

〒102-8481 東京都千代田区麴町 5-1 弘済会館ビル 6 階

TEL：03-3288-7266 FAX：03-5216-5552

E-mail：info@jsrm.or.jp

## 日本生殖医学会学術奨励賞選考規定

1. 対象
  - ①前年（1月～12月）本学会誌（Reproductive Medicine and Biology）掲載原著論文。（※レビューと症例報告を除く。）
  - ②上記以外（国内外を問わず）で、前年（1月～12月）に掲載された又は前年にオンライン化された原著論文。但し候補論文として審査の対象となるのは1回とする。さらに論文の内容の大部分または全てが日本生殖医学会に発表されており、その抄録を添付する。また、学会発表と雑誌掲載の時期の前後は問わない。
  - ③受理時点で年齢は45歳以下の者。
  - ④予備選考委員会の開催日現在、日本生殖医学会の会員であるもの。
  - ⑤学術奨励賞の受賞は一度のみとする。
2. 推薦方法
  - 自薦または他薦
  - 他薦は本学会の理事、代議員、大学教授（会員）、学会誌レフリーが推薦する。
3. 選考方法
  - 予備選考委員会で予め推薦論文より候補論文を選考し、この候補論文の中から選考委員会が受賞論文を決定する。
  - ①予備選考委員会は学術担当理事を委員長とし、編集担当理事、学術・編集担当幹事、幹事長、編集委員を以て構成する。
  - ②予備選考委員会で3部門より各々数編の受賞候補論文を選出する。ここでいう3部門とは、基礎、泌尿器科、産婦人科を示すものである。
  - ③応募者・対象者の所属で、対象論文を基礎、泌尿器科、産婦人科の3部門に分類する（注）。
  - ④選考委員会では理事長を委員長とし、副理事長、学術・編集担当理事を以て構成し、幹事長は選考委員会に陪席し事務事項を担当する。
  - ⑤専門分野に分けて審査を行う。  
注：泌尿器科、産婦人科部門の基礎的な論文の場合は基礎部門として選考されることがある。
  - ⑥以下の場合、予備選考委員は当該論文の審査は不可とする。
    - a) 投稿論文の共著者である場合
    - b) 当該論文の研究チームと最近3年間において共著論文がある場合
    - c) 共同研究を行っている場合なお、b)、c)については事務局では把握が困難なため予備選考委員の自己申告に委ねるものとする。
4. 賞
  - 本学会より賞状を授与する。また副賞として、記念品および学術奨励金30万円を授与する。
5. 公表
  - 総会において授与し、総会後に発刊する号にて受賞論文および氏名を公表する。

平成 14 年 10 月 3 日改訂

平成 16 年 9 月 2 日改訂

平成 17 年 8 月 30 日改訂

平成 18 年 4 月 1 日改訂

平成 20 年 10 月 22 日改訂

平成 21 年 11 月 22 日改訂

平成 22 年 9 月 13 日改訂

平成 23 年 6 月 17 日改訂

平成 23 年 9 月 2 日改訂

平成 24 年 6 月 15 日改訂

平成 25 年 9 月 13 日改訂

平成 26 年 9 月 26 日改訂

平成 27 年 9 月 25 日改訂

平成 29 年 9 月 29 日改訂

## 2019 年度日本生殖医学会学術奨励賞推薦書

一般社団法人日本生殖医学会理事長殿

下記の論文を日本生殖医学会学術奨励賞に推薦いたします。

〈論文名〉

---

RMB Vol. 17 Issue \_\_\_\_ ~ \_\_\_\_ 頁 (2018 年 \_\_\_\_ 月)

雑誌名 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_ 卷 \_\_\_\_ 号 \_\_\_\_ ~ \_\_\_\_ 頁 (西暦 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月)  
(生殖医学会以外の雑誌に掲載されている場合)

〈筆頭著者名〉

---

〈筆頭著者生年月日〉

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

〈推薦理由〉

西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

推薦者所属・現職

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

## 日本生殖医学会 RMB 優秀論文賞について

本会では 2014 年度より、英文論文誌 Reproductive Medicine and Biology に掲載された論文ならびに研究者に対しての奨励と、本誌の活性化を目的とし、「日本生殖医学会 RMB 優秀論文賞」を創設いたしました。2019 年度も下記の選考規定に則して学術部と編集部で選考を行い、本年度開催の理事会において受賞論文を決定し、賞の授与を予定しております。学術奨励賞同様、皆様の引き続きのご支援とご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

2019 年 4 月  
 一般社団法人日本生殖医学会  
 理事長 市川 智彦  
 学術部 檜原 久司

\*\*\*\*\*

### 日本生殖医学会 RMB 優秀論文賞選考規定

1. 対象
  - ①前年（1月～12月）に本学会誌（Reproductive Medicine and Biology）に掲載された原著論文。（※レビューと症例報告を除く。）
  - ②日本生殖医学学会 RMB 優秀論文賞の受賞は日本生殖医学学会学術奨励賞の受賞と重複しない。
  - ③日本生殖医学学会 RMB 優秀論文賞の受賞は一度のみとする。
2. 選考方法
 

予備選考委員会で予めすべての原著論文から候補論文を選考し、この候補論文の中から選考委員会が受賞論文を決定する。

  - ①予備選考委員会は学術担当理事を委員長とし、編集担当理事、学術・編集担当幹事、幹事長、編集委員を以て構成する。
  - ②予備選考委員会で、部門にこだわらず数編の受賞候補論文を選出する。ここでいう部門とは、基礎、泌尿器科、産婦人科を示すものである。
  - ③対象者の所属で、対象論文を基礎、泌尿器科、産婦人科の 3 部門に分類する。
  - ④選考委員会では理事長を委員長とし、副理事長、学術・編集担当理事を以て構成し、幹事長は選考委員会に陪席し事務事項を担当する。
  - ⑤受賞論文は部門にこだわらず 3 編以内で選出する。
  - ⑥以下の場合、予備選考委員は当該論文の審査は不可とする。
    - a) 投稿論文の共著者である場合
    - b) 当該論文の研究チームと最近 3 年間において共著論文がある場合
    - c) 共同研究を行っている場合
 なお、b)、c) については事務局では把握が困難なため予備選考委員の自己申告に委ねるものとする。
3. 賞
 

本学会より賞状と記念品、奨励金 5 万円を受賞者（論文筆頭著者）へ授与する。
4. 公表
 

総会において授与し、総会後に発刊する号にて受賞論文および氏名を公表する。

平成 25 年 9 月 13 日制定

平成 26 年 4 月 1 日施行

平成 26 年 9 月 26 日改定

平成 29 年 9 月 29 日改定

# 一般社団法人 日本生殖医学会 定 款

## 第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本生殖医学会という。

2 英文名は Japan Society for Reproductive Medicine とし、略称を JSRM とする。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、人類及び家畜と動物の生殖に関する基礎的及び臨床的研究について、研究業績の発表、知識の交換、情報の提供などを行ない、もって学術の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究発表会及び学術講演会の開催
- (2) 国内外の研究の調査並びに奨励
- (3) 機関誌及びその他学術図書の刊行
- (4) 英文機関誌の刊行
- (5) 国内外の関連学会等との連絡及び協力
- (6) 専門医の育成及び認定
- (7) 生殖医療及び保健に関する市民公開講座の開催
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外にて行なうものとする。

## 第 3 章 社員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で社員総会の決議をもって推薦されたもの

2 この法人の社員は、概ね正会員 40 人の中から 1 人をもって選出される代議員をもって社員とする（端数の取扱いについては理事会で定める。）

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第 3 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事会は、代議員を選出することはできない。

6 第 3 項の代議員選挙は 2 年に 1 度、3 月又は 4 月に実施することとし、代議員の任期は選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法

人法第 146 条) についての議決権を有しないこととする)。

- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期満了する時までとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
  - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
  - (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
  - (3) 同一の代議員 (2 人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の代議員) につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 第 7 項の補欠の代議員の選任に係る議決が効力を有する期間は、当該議決後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
  - (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利 (定款の閲覧等)
  - (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利 (社員名簿の閲覧等)
  - (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利 (社員総会の議事録の閲覧等)
  - (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利 (社員の代理権証明書面の閲覧等)
  - (5) 法人法第 51 条第 4 項及び法人法第 52 条第 5 項の権利 (書面又は電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
  - (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利 (計算書類等の閲覧等)
  - (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利 (清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
  - (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利 (合併契約等の閲覧等)
- 11 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 この法人の名誉会員となる者は、社員総会にて承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員になった時及び毎年、正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会員を除名する場合は、社員総会において、当該会員に弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 3 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第 4 章 社員総会

(構成)

第 11 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び当該社員総会において社員の中から選任された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役員

(役員の設定)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20 名以上 25 名以下
- (2) 監事 3 名以内

- 2 理事のうち 1 名を理事長とし、代表理事とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、3 名以内を副理事長、10 名以内を常任理事とし、業務執行理事とする。
- 4 第 2 項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の副理事

長、常任理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長及び常任理事は、毎事業年度ごとに 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年後以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 26 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常任理事の選定及び解職

(開催)

第 28 条 理事会は通常理事会として事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で年 2 回開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

- 3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第 21 条第 3 項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 32 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第 34 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間（、また、従たる事務所に 3 年間）備え置くとともに、定款（を主たる事務所及び従たる事務所に）、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
  - (1) 監査報告

## 第 8 章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

第 35 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 36 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第 37 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 38 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 10 章 事務局

(事務局)

第 40 条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。
- 4 事務局長を、理事会の決議に基づき理事長が任命し、置くことができる。

## 第 11 章 委員会等

(委員会等)

- 第 41 条 この法人は、理事会の議決を経て、委員会及び幹事会（以下、「委員会等」という。）を置くことができる。
- 2 委員会等の組織及び運営に関し必要な事項は理事会の決議により、別に定める。

## 第 12 章 補則

(委 任)

- 第 42 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 32 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第 20 条の規定にかかわらず、この法人の最初の役員は次のとおりとする。  
代表理事（理事長） 吉村泰典  
業務執行理事（副理事長） 武谷雄二、市川智彦、苛原 稔  
業務執行理事（常任理事） 石原 理、今井 裕、木村 正、久保田俊郎、倉智博久、深谷孝夫、峯岸 敬  
理事 安藤寿夫、石塚文平、瓦林達比古、杉浦真弓、千石一雄、年森清隆、橋原久司、藤澤正人、道倉康仁  
監事 奥山明彦、田中俊誠、星 和彦
- 4 この定款の施行後、最初の代議員は第 5 条と同じ方法で、あらかじめ行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

平成 24 年 4 月 1 日施行

平成 24 年 6 月 15 日改定

平成 25 年 6 月 14 日改定

# 一般社団法人 日本生殖医学会

## 細 則

### 第 1 章 ブロック

第 1 条 本会は、次のブロック毎に会員を統轄する。

北海道ブロック：北海道

東北ブロック：青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島

関東ブロック：茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨

中部ブロック：長野・岐阜・静岡・愛知・三重

北陸ブロック：富山・石川・福井

関西ブロック：滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山

中国・四国ブロック：鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知

九州・沖縄ブロック：福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

第 2 条 外国人会員に関する事務は法人の主たる事務所にて行なう。

第 3 条 ブロックは本会の目的を達成するため各々独自の事業を行なうことができる。

第 4 条 ブロックにはブロック長 1 名を置く。

第 5 条 ブロック長は各ブロックからの推薦により理事長が理事会の承認を経て委嘱する。

第 6 条 ブロック長はブロックの業務を統括する。また、必要に応じてブロック総会を開き、ブロックの業務に関する重要事項につきその意見を聞くことができる。

第 7 条 ブロックに関する規定はこの法人の定款及びその他の規約に抵触しない範囲で各ブロック毎に定めることができる。

第 8 条 ブロックの事務所は原則として一定の場所に置くものとする。

### 第 2 章 学術講演会及び学術講演会会長・次期学術講演会会長

第 9 条 定款第 4 条の学術講演会は原則として年 1 回秋に開催する。

第 10 条 学術講演会に参加するものは本会の会員でなければならない。ただし特に学術講演会会長の招請又は許可を受けたものはこの限りではない。

第 11 条 本会に学術講演会会長 1 名、次期学術講演会会長 1 名を置く。

第 12 条 学術講演会会長は学術講演会を主宰するほか、本会の学術的活動を統括する。次期学術講演会会長は学術講演会会長を補佐する。

第 13 条 次期学術講演会会長は、理事会がその候補者を推薦し、社員総会の議決を経て決定する。

2 学術講演会会長又は次期学術講演会会長が任期の途中で退任した場合は、理事会がその候補者を推薦し、社員総会の議決を経て決定することができる。

第 14 条 学術講演会会長の任期はその主宰する学術講演会終了時までとする。次期学術集会会長は学術講演会終了時に自動的に学術講演会会長となる。

第 15 条 学術講演会会長・次期学術講演会会長が理事でない場合は、その任期の間、理事会（常任理事会を含む）に出席し意見を述べるることができる。

### 第 3 章 機関誌

第 16 条 本会は定款第 4 条の機関誌及び英文機関誌（以下「機関誌」という。）として、日本生殖医学会雑誌を年 3 回、Reproductive Medicine and Biology（略称 RMB）を年 4 回刊行する。またすぐれた論文に対して学術奨励賞を授与することができる。

第 17 条 機関誌は会員に無料で頒布する。

第 18 条 会員以外でも下記の購読料を一括前納した場合は機関誌の頒布を受けることができる。購読料（年額）9,000 円

第 19 条 機関誌への投稿規定及び掲載料については別に定める。

### 第 4 章 会員

第 20 条 本会に入会を希望する会員（正会員及び賛助会員）は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、その年度

- 分会費を添え法人の主たる事務所に提出する。
- 第 21 条 正会員とは生殖医療に携わる診断及び治療に関する知識又は経験を有する医師、獣医師、研究者、又は医療に従事する者であって、この法人の目的に賛同して入会した者である。賛助会員とは、本会事業への賛同・支援の意を表し、入会・登録する会員である。
- 第 22 条 会員は次の義務を負う。
1. 本会の目的達成のため協力すること
  2. 所定の会費を納入すること（ただし名誉会員を除く）
- 第 23 条 正会員は次の権利を有する。
1. 社員総会に出席して意見を述べること
  2. 学術講演会に参加し、演題を提出すること
  3. 機関誌に学術論文を投稿すること
  4. 機関誌の無料頒布を受けること
- 第 24 条 賛助会員は次の権利を有する。
1. 機関誌の無料頒布を受けること
- 第 25 条 この法人の会費は、次のとおりとする。
- (1) 正会員
    - 1) 医師（医師国家資格を有し、生殖医療に携わる診断及び治療に関する知識又は経験を有する者）  
年 額 12,000 円
    - 2) 獣医師（獣医師国家資格を有する者）、研究者、又は医師以外で医療に従事する者、他  
年 額 10,000 円
  - (2) 賛助会員
 

法人年額	1 口	100,000 円	1 口以上
個人年額	1 口	10,000 円	1 口以上
  - 2 年会費はその年度の 12 月 31 日までに法人の主たる事務所に納入するものとする。
- 第 26 条 定款第 9 条の規定により会員を除名する際は、理事長は所属ブロック長の意見を徴した上理事会に諮り、社員総会の承認を得なければならない。
- 第 27 条 入会・退会の許可及び除名は、直接本人に通知する。
- 第 28 条 名誉会員の候補者は理事又はブロック長が理事長に推薦し、理事長は理事会の承認を得た後、社員総会の議決を求めるものとする。
- 第 29 条 名誉会員の推薦を受けるものは年齢 65 歳以上の正会員で、次の条件の 3 つ以上を満たすことを要する。
1. 本会の発展に著しく寄与したもの
  2. 本会の学術講演会において顕著な業績を発表したもの
  3. 本会の代議員・理事・監事に通算合計 15 年以上就任したもの
  4. 本会の理事長、副理事長、もしくは学術講演会会長に就任したもの
- 2 第 1 項の本会とは、社団法人日本生殖医学会（名称変更前：社団法人日本不妊学会）を含むものとする。
- 3 本条第 1 項第 3 号及び第 30 条の代議員とは、前項の社団法人が定めていた定款評議員を含むものとする。
- 第 30 条 本会会員以外（外国人を含む）でも、本会の発展に著しく寄与したもの又は関連する学術分野で顕著な業績を有するものについては、細則第 27 条の規定により名誉会員に推薦することができる。
- 第 31 条 名誉会員は理事会（常任理事会を含む）及び社員総会に出席し意見を述べることができる。
- 第 32 条 満 65 歳以上でかつ代議員又は社団法人日本生殖医学会（名称変更前：社団法人日本不妊学会）で定めていた支部評議員歴 8 年以上のものを功労会員に推薦することができる。功労会員は、ブロック長が理事長に推薦し、理事会及び社員総会の議を経て理事長がその称号を与える。

## 第 5 章 役員及び代議員

- 第 33 条 理事及び監事の改選は 2 年毎に 6 月に開かれる定時社員総会において行なう。
- 第 34 条 役員及び代議員の選考については、定款及び別途定める規程による。
- 第 35 条 理事長は定款 27 条により理事会において選定されるが、その任期は通算 2 期を超えることができない。

## 第 6 章 常任理事及び常任理事会

- 第 36 条 常任理事は庶務・会計・編集・渉外・学術・広報・将来計画・生殖医療従事者資格制度・倫理・社会保険

その他の日常の会務を分担執行する。

- 第 37 条 理事長、副理事長及び常任理事は常任理事会を組織し、理事会の議決による委嘱の範囲で、法令又は定款に定める事項を除く業務を代行することができる。
- 第 38 条 常任理事会は年 1 回開催するほか、理事長が必要と認めたときに開催し、議長は理事長とする。
- 第 39 条 常任理事会は構成員の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし当該議事につきあらかじめ書面をもって意思を表示したものは出席者とみなす。
- 第 40 条 常任理事会の議決は別段の定めがある場合を除き出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第 7 章 幹事・学術講演会幹事及び幹事会

- 第 41 条 会務の円滑なる運営を図るため本会に幹事若干名を置く。幹事は理事長の推薦により幹事長 1 名及び副幹事長 1 名を理事会の承認を経て委嘱する。
- 第 42 条 幹事は理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 第 43 条 幹事は庶務・会計・編集・渉外・学術・広報・将来計画・生殖医療従事者資格制度・倫理・社会保険その他の会務を分担し、各会務分担の常任理事を補佐して日常の業務を行なう。
- 第 44 条 社員総会並びに学術講演会運営のため本会に学術講演会幹事若干名を置くことができる。学術講演会幹事は学術講演会会長の推薦により理事長が委嘱する。
- 第 45 条 幹事及び学術講演会幹事は幹事会を組織して理事長の諮問に応じ、また会の運営に関して協議立案することができる。
- 第 46 条 幹事会は必要に応じて幹事長が招集し司会する。
- 第 47 条 幹事及び学術講演会幹事は必要に応じて、理事会（常任理事会を含む）に出席することができる。
- 第 48 条 幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。任期満了後も後任者決定まではその職務を行なわなければならない。
- 第 49 条 学術講演会幹事の任期は学術講演会会長の任期に準ずる。

## 第 8 章 委員会

- 第 50 条 定款第 3 条の目的の達成及び定款第 4 条の事業を執行するために、理事会の議決を経て委員会を設置することができる。
- 第 51 条 委員会の運営等に関する事項は、別途定める規程による。

## 第 9 章 理事会・社員総会

- 第 52 条 社員総会・理事会は原則として学術講演会開催時及び事業年度終了後 3 ヶ月以内に、定款第 33 条の理事会は事業年度終了前の 3 月に、理事長が招集する。

## 第 10 章 雑則

- 第 53 条 本細則の変更は、理事会の議決を経て行なう。

### 附 則

本細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。

平成 24 年 4 月 1 日施行  
平成 24 年 6 月 15 日改定  
平成 28 年 6 月 17 日改定  
平成 28 年 11 月 2 日改定

## 一般社団法人 日本生殖医学会役員選任規程

### (総則)

第1条 この法人（以下本会という）の役員（理事および監事）および代議員の選任は、一般社団法人日本生殖医学会定款第5条ならびに第20条に基づき本規程に従うものとする。

### (理事の定数)

第2条 理事の定数は、一般社団法人日本生殖医学会定款施行細則第1条に定める各ブロックから少なくとも1名以上選任するものとする。

- 2 各ブロックへの配分定数については、一般社団法人日本生殖医学会定款第19条に定める理事総数20名以上25名以下、地域性・専門分野等を考慮し、改選の前年に開催される通常理事会において決定するものとする。

### (理事の選任)

第3条 理事は2年ごとに社員総会において代議員の中から選任される。なお、所属ブロックは特別な理由・申し出があり本会が認めた場合以外は理事本人が本会会員登録において連絡先と定めた場所に相当する。

### (理事の補充)

第4条 理事に欠員が生じた場合は、その理事の所属する選挙区から理事長の推薦により理事会の承認を経て補充することができる。

### (常任理事の選任ならびに補充)

第5条 常任理事は、理事の互選による業務担当主任および理事長の推薦によるものとし、理事会の承認を経て就任するものとする。常任理事に欠員を生じた場合は、理事会の議決により補充することができる。

### (監事の選任ならびに補充)

第6条 監事は理事会において会員の中から候補者を推薦し、その候補者のうちから理事選任を行う総会において選任される。

- 2 監事に欠員を生じた場合は前項の手續に準じて補充することができる。

### (代議員の選任)

第7条 代議員は別に定める代議員選任規程に基づき選任される。

### (選任規程の変更)

第8条 この選任規程は理事会および社員総会の承認を得なければ変更することができない。

本規程は平成18年4月1日より施行する

平成23年6月17日改定

平成24年4月1日改定

平成25年6月14日改定

平成25年9月13日改定

平成25年11月15日改定

## 一般社団法人 日本生殖医学会代議員選任規程

### (総則)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本生殖医学会定款第 5 条にもとづき、一般社団法人日本生殖医学会（以下、本会）における代議員を選任するための方法を定めたものである。

### (選任)

第 2 条 本会は各選挙区に割り当てられた数の代議員を、原則として会員の直接選挙によって選任するものとする。

2 代議員は役員を兼ねることができない。

### (選挙区)

第 3 条 この選挙の選挙区は下記に掲げるとおりとする。

選挙区	都道府県等
北海道	北海道
東北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
東京	東京
関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・新潟・山梨
中部	長野・岐阜・静岡・愛知・三重
北陸	富山・石川・福井
関西	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国・四国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知
九州・沖縄	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

### (代議員の選任の時期)

第 4 条 代議員の選任時期は、理事選任を行う年の 3 月 1 日から 4 月 30 日までとする。

### (代議員の定数)

第 5 条 代議員の定数は、選挙区毎に第 9 条を満たした会員数に比例するものとする。ただし代議員総数は本会定款第 5 条 2 項に定めたとおり、概ね会員 40 名に対し 1 名とする。

### (代議員の任期)

第 6 条 本規程で選任された代議員の任期は本会の定款に定められた任期とする。

2 選任された代議員が何らかの理由で代議員でなくなった場合には、補欠代議員を直ちに所属選挙区から選任するが、その任期は前任者の残存期間とする。

3 選任された代議員が任期中に他ブロックに転出した場合、転出先ブロックの代議員定数にかかわらず当該代議員は転出先ブロックの代議員として任期を全うするものとする。また、任期中転出元ブロックでは欠員とせず補欠選挙を行わない。なお当該代議員がブロック長であった場合は転出と同時にブロック長の任を解き、転出元代議員の中から新しいブロック長を、当該ブロックからの推薦により理事長が理事会の承認を経て委嘱する。

### (選挙権・被選挙権)

第 7 条 選挙権の有権者は、選挙が行われる前年の 12 月末日において、選挙が行われる前年中の本会が代議員定数を確定する期日までにその期日を含む年度までの会費を本会の会計に入金した者とする。

第 8 条 被選挙権の有権者は選挙が行われる前年の 12 月末日において満 5 年以上継続して本会会員であって、かつ選挙が行われる前年中の本会が代議員定数を確定する期日までにその期日を含む年度までの会費を本会の会計に入金した者とする。

2 代議員は就任する前年の 12 月 31 日に 65 歳未満であることが望ましい。

第 9 条 会員の所属ブロックは特別な理由・申し出があり本会が認めた場合以外は本会に登録されている会員データにおいて、会員自身が選挙が行われる前年の 12 月末日時点で連絡先と定めた場所に該当するブロックとする。なお、海外に連絡先を定めた会員は選挙権・被選挙権ともに有しない。

### (選挙方法)

第 10 条 選挙は原則として選挙区単位で行う。

第 11 条 選挙は原則として立候補制とし、被選挙権を有する有権者へ書面で立候補を募るものとする。他薦も可とする。

第 12 条 立候補する会員は、定められた期日までに候補者となる旨を所定の書式により代議員選挙管理委員会あて文書で申し出るものとする。

第 13 条 投票は各選挙区によって定められた数を連記し、無記名で行う。

2 投票は、電子投票により所定の方法にした

がって行い、予め定められた期日時刻までに行われたものが有効となる。

- 3 電子投票が不可能な会員については、投票用紙の郵送による方法により投票を行う。

第 14 条 得票数の多い順に当選とする。同数の場合には年長者順とする。補欠代議員を選任する場合においても同様とする。ただし、補欠代議員の選任においては専門性を考慮し、理事会で決定する。

#### (選挙管理業務)

第 15 条 この選挙は各選挙区から構成される代議員選挙管理委員会（以下、選挙管理委員会）が管理する。

- 2 選挙管理委員会は有権者に対して、文書により選挙を実施することを公示し、同時に候補者の一覧を掲示し、さらに投票方法と投票期日時刻を通知する。
- 3 投票は電子投票によって行う。
- 4 電子投票が不可能な会員に対してのみ郵便による投票を行うが、該当する会員は選挙公示の文書が届いた時点で、指定された期日までに郵便による投票を宣言しなければならない。
- 5 選挙管理委員会は、投票が終了したのち速やかに開票を行わなければならない。

第 16 条 選挙管理委員会は開票終了後直ちにその結

果を確認し、理事長に結果を通知する。

第 17 条 理事長は選挙結果を総会での承認を得ると同時に、選任された代議員の氏名を本会機関誌等を通じて公示する。

#### (細則の変更)

第 18 条 本細則は本会理事会において出席者の過半数の賛成と総会での承認をえて変更することができる。

#### (附則)

第 19 条 本細則に定められていない事項、予測できなかった事態が発生した場合の取扱は理事会が協議して決定する。

- 2 前項の決定は直後に開催される総会に報告し承認をえるものとする。

第 20 条 本規程は平成 22 年 6 月より細則として実施し、平成 25 年 6 月 14 日改定より規程として施行する。

平成 23 年 6 月 17 日改定

平成 23 年 12 月 7 日改定

平成 24 年 4 月 1 日改定

平成 25 年 9 月 13 日改定

平成 25 年 11 月 15 日改定

平成 29 年 11 月 15 日改訂

## 一般社団法人日本生殖医学会生殖医療従事者資格制度規約

### 【第1章 総則】

- 第1条 本制度は、生殖医療の進歩に応じ、広い知識、練磨された技能、高い倫理性を備えた生殖医療従事者の養成と、生涯にわたる研修を推進することにより、本邦における生殖医療の水準を高めて、国民の福祉に貢献することを目的とする。
- 第2条 一般社団法人日本生殖医学会（以下「この法人」という）は、前条の目的を達成するため、生殖医療従事者資格の認定と生涯研修等に必要な事業を行う。
- 第3条 この法人が認定する生殖医療従事者資格は、生殖医療専門医（以下「専門医」という）、生殖医療コーディネーター（以下「コーディネーター」）、生殖補助医療管理胚培養士である。

### 【第2章 生殖医療従事者資格制度委員会】

- 第4条 この法人は、本制度の運営のために、生殖医療従事者資格制度委員会（以下「委員会」という）を設置する。
- 第5条 委員会の委員は、理事会の議を経て、理事および幹事の中から理事長が委嘱する。委嘱する人員数は本制度を円滑に運営するために必要な数とする。
- 第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員を生じたときは、理事会の議を経て、理事長が補充する。
- 3 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第7条 委員会に委員長1名、及び副委員長2名を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、理事会の議を経て、理事の中から理事長が委嘱する。
- 3 委員長は委員会を招集し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。
- 第8条 委員会は全委員の半数以上が出席しなければ、その会議を開くことができない。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 第9条 委員会は生殖医療従事者資格制度に関する諸問題について、理事会の諮問に応え、また理事会に建議することができる。
- 第10条 委員会には、庶務、会計、研修、認定、生殖

医療コーディネーターの各小委員会を置くことができる。また、必要に応じてその他の小委員会を設置することができる。

- 2 庶務小委員会は、登録等に係る業務を行う。
- 3 会計小委員会は、本制度に関する経理業務を行う。
- 4 研修小委員会は、生殖医療従事者講習会に係る業務を行う。
- 5 認定小委員会は、資格の認定及び更新の審査に係る業務を行う。
- 6 生殖医療コーディネーター小委員会は、生殖医療コーディネーターの資格の認定及び更新の審査に係る業務を行う。

- 第11条 委員会は、緊急を要する場合、通信による審議を行うことができる。

### 【第3章 生殖医療従事者資格の認定のための条件、研修、審査、認定、登録、資格の更新、資格の喪失】

- 第12条 生殖医療従事者資格の認定のための条件、研修、審査、認定、登録、資格の更新、資格の喪失に関連する費用などは、別に資格ごとの細則を定める。
- 第13条 理事会は、委員会の審査結果に基づき認定し、認定合格者を生殖医療従事者原簿に登録し、認定証を交付するとともに、適当な方法で公示する。
- 第14条 この法人は、第1条の目的を達成するため、生殖医療従事者講習会（以下講習会）を開催する。

### 【第4章 不服処理】

- 第15条 認定、資格喪失等の審査に関して異議がある者は、委員会に再審査を請求することができる。
- 2 この法人は必要により理事会内に不服処理委員会を設置することができる。

### 【第5章 補則】

- 第16条 本規約はこの法人の総会の承認を得なければ変更することができない。
- 第17条 本規約の施行に必要な細則は別に定める。細則は理事会の議を経て決定する。

### 【第6章 付則】

- 第18条 本規約は平成14年10月3日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日改定  
平成 22 年 6 月 4 日改定  
平成 22 年 11 月 11 日改定

平成 23 年 6 月 17 日改定  
平成 24 年 4 月 1 日改定  
平成 28 年 11 月 3 日改定

## 生殖医療専門医制度細則

### 【第 1 章 研修開始の資格条件】

第 1 条 日本生殖医学会生殖医療専門医（以下生殖医療専門医と略す）認定のための研修を開始する者は、次の各号のすべてを満たしているものとする。

- (1) 研修開始申請時において、日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医あるいは日本泌尿器科学会認定泌尿器科専門医である。
- (2) 研修開始申請時において、研修開始時に入会日から 2 年以上の会員歴を有する日本生殖医学会会員である。

### 【第 2 章 研修期間】

第 2 条 研修期間は研修開始申請をし、許可された日からさかのぼって当年の 4 月 1 日から丸 3 年間とする。

- 2 生殖医療従事者資格制度委員会（以下委員会と略す）が正当な理由と認めた場合には、5 年まで延長することができる。

### 【第 3 章 研修内容】

第 3 条 研修は次の各号とする。

- (1) 日本生殖医学会学術講演会に出席すること。
- (2) 一般社団法人日本生殖医学会（以下この法人と略す）が実施する講習会を受講し、必要な単位を履修すること。
- (3) この法人が認定する研修施設（以下認定研修施設と略す）で実習を行い、日本生殖医学会学術講演会で発表し、査読のある医学雑誌に論文を発表し、経験した症例のレポートを提出すること。認定研修施設の研修指導責任医師（生殖医療専門医）は、生殖医療専門医到達目標を参考に、専攻医のカリキュラムの作成および研修指導を行う。

### 【第 4 章 研修開始登録】

第 4 条 研修開始を希望する者は、次の各号に掲げる書類をそろえて申請する。

- (1) 研修開始申請書
- (2) 産婦人科専門医あるいは泌尿器科専門医証の写し
- (3) 研修開始申請書の様式は別途定める。

### 【第 5 章 修了認定】

第 5 条 研修修了の認定を受ける者は、認定研修施設のカリキュラムに沿って 3 年間の研修を修了し、研修期間内に次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 引き続き日本生殖医学会会員であり、年会費を完納していること。
- (2) 少なくとも 1 年間以上、認定研修施設に専任で所属の上で研修を行う（認定研修施設の生殖医療専門医の証明必要）。
- (3) 一般不妊症例（不妊関連手術症例を含む）を 5 例以上、体外受精-胚移植または顕微授精症例を 5 例以上の計 10 例以上を経験し、10 例分について症例レポートを作成する（認定研修施設の生殖医療専門医の証明必要）。
- (4) この法人が実施する講習会に出席し、所定の単位を取得する。
- (5) 日本生殖医学会学術講演会に 3 回出席する。
- (6) 日本生殖医学会学術講演会で筆頭演者として 1 回以上の発表をする。
- (7) 生殖医学に関する論文を、査読のある医学雑誌に筆頭著者として 1 編以上発表する。
- (8) 研修期間中あるいは研修開始前に生殖医学に関する学位を取得している者には、学位の内容の証明により、(6) および (7) を免除する。

- (9) 研修開始前に生殖医学に関する論文を査読のある医学雑誌に筆頭著者として1編以上発表している者には、(6) および (7) を免除する。
- (10) 認定を受けるための申請書、研修証明書、症例レポート、および関係書類の様式ならびに講習会の単位の詳細は別途定める。

第6条 認定に係る審査は年1回実施する。

- 2 審査は委員会において行い、結果を理事会で認定する。

第7条 一次審査は、委員会において申請書類の審査を行う。

- 2 理事会は委員会での審査結果を認定し、合否を申請者に通知する。

第8条 二次審査は、一次審査に合格した者に対して筆記試験と口頭試験を行う。

- 2 筆記試験と口頭試験の詳細は別途定める。
- 3 二次審査の審査料は20,000円とする。

第9条 認定の合否は、二次審査終了後に開催される委員会の議を経て、理事会で認定し、結果を申請者に通知する。

- 2 合格者は生殖医療専門医として生殖医療従事者原簿に登録し、認定証を交付するとともに、適当な方法で公示する。
- 3 登録料は50,000円とする。
- 4 認定期間は認定日から5年間とする。

## 【第6章 認定研修施設・研修連携施設】

第10条 次の各号のすべてを満たす施設を、認定研修施設に指定する。

- (1) 日本産科婦人科学会の生殖補助医療実施登録施設である。
- (2) 日本産科婦人科学会専攻医指導施設または日本泌尿器科学会専門医教育施設である。
- (3) ART実施周期（採卵周期）が年間100周期以上である。
- (4) 生殖医療専門医が1名以上常勤している。
- (5) 認定研修施設申請書の様式は別途定める。

第11条 認定研修施設の指定を受けようとする施設が、第10条のすべてを満たさない場合は、以下の各号を満たすことによって指定申請の資格を得るものとする。研修連携施設は、認定研修施設と協力・連携し専攻医の研修指導を行う。

- (1) 第10条(2)の要件のみを満たさない場合は、その要件を満たす施設を研修連携施設として申請する。
- (2) 第10条(3)の要件のみを満たさない場合は、その要件を満たす施設を研修連携施設として申請する。
- (3) 第10条(1)と(3)の要件のみを共に満たさない場合は、その要件を共に満たす施設を研修連携施設として申請する。
- (4) 研修連携施設申請書の様式は別途定める。

## 【第7章 資格の更新】

第12条 生殖医療専門医の資格は5年ごとに更新するものとする。

- 2 別項で定める場合はこの限りではない。

第13条 更新の審査は委員会で行い、結果を理事会で認定する。

第14条 更新を希望する生殖医療専門医は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 生殖医療専門医期間中の日本生殖医学会年会費を完納していること。
- (2) 日本生殖医学会学術講演会に5年間で3回以上出席すること。
- (3) 関連学会への出席、学会発表、論文発表、および論文査読により、5年間で合計100ポイント以上を取得すること。
- (4) この法人が開催する講習会に参加し、5年間で必要な単位を取得すること。
- (5) 生殖医療専門医期間中に生殖医療を継続していること。
- (6) 初回の認定時と同様に産婦人科専門医（日本産科婦人科学会認定）あるいは泌尿器科専門医（日本泌

尿器科学会認定) であること。

(7) ポイント制および講習会の単位の詳細は別途定める。

第 15 条 更新を希望する生殖医療専門医は、認定更新申請書に審査料を添えて委員会に申請する。

2 更新審査料は 20,000 円とする。

3 認定更新申請書の様式は別途定める。

第 16 条 更新の審査は書類審査による。

2 審査は年 1 回実施する。

第 17 条 更新期限内に条件を満たすことができなかつた場合は、委員会が妥当と認めた事由がある場合に限り、更新期限を原則として一年に限り延長することができる。

## 【第 8 章 資格の喪失】

第 18 条 生殖医療専門医は、次の各号のいずれかに該当するとき、その資格を喪失する。

(1) 医師の資格を失った場合

(2) 産婦人科専門医あるいは泌尿器科専門医の資格を失った場合

(3) 日本生殖医学会会員の資格を失った場合

(4) 生殖医療専門医の資格を辞退した場合

(5) 資格が更新されなかつた場合

(6) 生殖医療に全く関わらなくなつた場合

第 19 条 この法人は、生殖医療専門医が次の各号のいずれかに該当するとき、委員会が審査を行い、理事会の議を経て、その資格を喪失させることができる。

(1) 認定及び更新の申請に際して、虚偽の記載など、不正の行為があつた場合

(2) 生殖医療専門医としてふさわしくない行為があつた場合

第 20 条 第 18 条および第 19 条の規定により生殖医療専門医資格を喪失した者は、喪失の事由が消滅したとき、再び認定を申請することができる。再認定の申請があつたとき、喪失の事由の消滅の有無、再発のおそれの有無、その他関連する事項を考慮して委員会が審査を行い、理事会の議を経て、その資格を再認定することができる。

第 21 条 第 18 条および第 19 条の規定により生殖医療専門医資格を喪失した者は、生殖医療専門医証をこの日本生殖医学会に返還しなければならない。

2 理事会は、登録原簿に資格喪失の事由を記載の上登録を抹消し、その旨を本人に通知する。

## 【第 9 章 名誉生殖医療専門医】

第 22 条 満 65 歳以上でかつ生殖医療専門医歴 5 年以上の会員を名誉生殖医療専門医に推薦することができる。名誉生殖医療専門医は、ブロック長が理事長に推薦し、理事会の議を経て理事長がその称号を与える。

第 23 条 名誉生殖医療専門医は本細則における認定研修施設・研修連携施設の認定に関する生殖医療専門医にはなれない。

第 24 条 名誉生殖医療専門医が本会会員の資格を失効した場合、名誉生殖医療専門医の称号も失効するものとする。

## 【第 10 章 補則】

第 25 条 一旦納入された審査登録料の返還は行わない。

第 26 条 本細則は日本生殖医学会の理事会の承認を得なければ変更することができない。

—附則—

第 1 条 本細則は平成 22 年 11 月 12 日から施行する。

第 2 条 本細則は原則として新制度による専門医の認定を開始してから 3 年間隔で見直すこととする。

平成 22 年 12 月 3 日改定

平成 24 年 4 月 1 日改定

平成 24 年 9 月 21 日改定

平成 25 年 3 月 29 日改定

平成 27 年 4 月 1 日改定 (「新・」削除)

平成 28 年 11 月 2 日改定

#### <参考資料>

#### I. 筆記試験と口頭試験は次に示す通り実施する.

##### (1) 筆記試験

①マークシート方式とする.

②試験においては, 生殖生理, 男性内分泌, 男性一般不妊 (手術を含む), 女性内分泌, 女性一般不妊 (排卵誘発, 不妊を含む), 生殖補助医療, 不育症, 生殖倫理, 遺伝の各項目について設問する. 各項目のうち, 生殖生理, 生殖補助医療, 不育症, 生殖倫理, 遺伝の項目は必須項目とし, 男性内分泌と男性一般不妊, と, 女性内分泌と女性一般不妊はどちらかを選択する.

③問題数は全体で 50 問とし, その配分は生殖生理 (5), 男性内分泌 (5), 男性一般不妊 (15), 女性内分泌 (5), 女性一般不妊 (15), 生殖補助医療 (10), 不育症 (5), 生殖倫理 (5), 遺伝 (5) とする.

##### (2) 口頭試験

①原則として, 1 人 15 分間, 3 名の試験官で行う.

②質問項目は, 倫理, 技術, 知識などを 10 点満点で評価する.

#### II. 更新のためのポイントならびに単位は次に示す通りとする (2016 年 11 月 2 日現在).

##### (1) 日本生殖医学会学術講演会 1 回 20 ポイント

##### (2) 学会参加または業績によるポイント

\*ポイントを取得できる学会

(10 ポイント)

各ブロックで開催する学術講演会

(5 ポイント)

日本産科婦人科学会, 日本泌尿器科学会, 日本受精着床学会, 日本 IVF 学会, 日本アンドロロジー学会, 日本産科婦人科内視鏡学会, 日本生殖内分泌学会, 日本生殖免疫学会, 日本卵子学会

ASRM, ESHRE, IFFS, 国際体外受精会議, 世界ヒト生殖会議

その他生殖医療に関連する学会で生殖医療従事者資格制度委員会が認めるもの

\*学会発表および論文発表により取得できるポイント

##### 【学術発表】

生殖関連学会発表 (日本) 筆頭 10 ポイント 連名 5 ポイント

生殖関連学会発表 (国際) 筆頭 10 ポイント 連名 5 ポイント

##### 【学術誌・著書等における論文発表】

生殖関連和文雑誌掲載論文 筆頭 20 ポイント 連名 10 ポイント

(以下は, 2016 年 11 月 2 日改訂日以降 掲載または査読完了のものが適用)

RMB 誌 筆頭 30 ポイント 連名 15 ポイント

RMB 誌以外の生殖関連欧文雑誌掲載論文 筆頭 20 ポイント 連名 10 ポイント

\*論文査読により取得できるポイント

RMB 誌の査読 1 論文 5 ポイント

学会発表・論文に関しては自動付与・電子的管理が困難なため, 更新申請時に論文や査読証明などを提出すること

##### (3) 講習会への参加

認定期間 (5 年間) に更新必須項目を受講する.

## Ⅲ. 学会が実施する講習会の内容（例）

単位数	2015年度までの 単位項目	単位項目	時間 (分)	新規 必須項目	更新 必須項目
1	(1) (2)	①生殖医療総論・トピック/ 生殖倫理・関係法規	60	*	*
1	(3) (6)	②生殖遺伝/ 生殖免疫・感染症等	60	*	
1	(4) (9)	③女性生殖生理・生殖内分泌/ 一般治療各論（女性手術・不育症）	60	*	
1	(5) (10)	④男性生殖生理・生殖内分泌/ 一般治療各論（男性不妊）	60	*	
1	(7) (8)	⑤治療総論・検査・診断/ 一般治療各論（排卵誘発）	60	*	*
1	(11)	⑥一般治療最近の進歩/ 子宮内膜症	60	*	*
1	(12) (15)	⑦生殖補助医療総論・管理/ 生殖補助医療最近の進歩	60	*	*
1	(13) (14)	⑧生殖補助医療各論 (体外受精/顕微授精)	60	*	

講習会は、東京、大阪および日本生殖医学会学術講演会開催地で開催する。

2015年度までは30分単位の講習単位であったが、2016年度から30分単位の2つの講習単位項目を1つにまとめて①～⑧の各60分単位の講習に変更した。旧講習（11）一般治療最近の進歩については、新たに30分の講習を追加し⑥の60分講習として拡充した。

2017年度以降の研修修了予定の生殖医療専攻医で、2015年度までに旧講習（11）の単位項目を履修した場合には新講習⑥を履修したものとみなすため、新たに⑥の講習を受講する必要はない。2017年度以降に更新予定の生殖医療専門医で、2015年度までに旧講習（7）治療総論・検査・診断を履修した場合には新講習⑤を履修したものとみなすため、新たに⑤の講習を受講する必要はない。

## 生殖医療コーディネーター制度細則

### 【第1章 コーディネーターの審査と登録】

第1条 コーディネーターの認定を申請する者は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 日本の看護師免許を有する者
- (2) 看護師免許の取得から5年以上の実務経験があり、生殖医療に3年以上従事している者
- (3) この法人の会員であること
- (4) 公益社団法人日本看護協会が実施する認定看護師制度における不妊症看護あるいは専門看護師制度における母性看護の資格を有する者
- (5) 生殖医療コーディネーターとして適切な知識、品位と倫理性を備えている者

第2条 認定の審査は生殖医療従事者資格制度委員会（以下委員会）において行い、理事会において認定する。

- 2 この法人は、各年度の初頭に、審査日程、申請の手続き方法、認定方法、審査料、その他等について、適当な方法で公示する。

第3条 認定審査希望者は、次の各号に掲げる書類に審査料を添えて申請する。

- (1) コーディネーター認定申請書
- (2) 公益社団法人日本看護協会 不妊症看護認定看護師認定証写しあるいは母性看護専門看護師認定証写し
- (3) 看護師免許証写し

第4条 審査は年1回とする。

- 2 委員会における審査は書類審査による。
- 3 委員会は審査結果を理事会に報告するとともに、可否を申請者に通知する。
- 4 審査料は5,000円とする

第5条 理事会は委員会からの報告を受けてコーディネーターを認定し、生殖医療従事者原簿に登録するとともに、適切な方法で公示する。

### 【第2章 生殖医療従事者講習会】

第6条 コーディネーターを申請する者は、申請年度にこの法人が実施する生殖医療従事者講習会に出席することが望ましい。

### 【第3章 資格の更新】

第7条 コーディネーターの資格は5年ごとに更新するものとする。但し、別項で定める場合はこの限りではない。

第8条 更新の審査は委員会で行う。

第9条 資格の更新には公益社団法人日本看護協会が定める認定看護師または専門看護師の認定更新審査に合格すること。

- 2 生殖医療従事者講習会で行われる所定の下記各単位項目を5年間に1回以上受講することが望ましい

- (1) 生殖医療総論・トピック
- (2) 生殖倫理・関係法規
- (12) 生殖補助医療総論・管理
- (15) 生殖補助医療最近の進歩

- 3 生殖医療コーディネーター委員会が主催する生殖医療コーディネーター講習会を5年間に2回以上受講する

- 4 日本生殖医学会学術講演会を5年間に2回以上受講する

第10条 認定の更新を希望するコーディネーターは、次の各号に掲げる書類に審査料を添えて、委員会に申請する。

- (1) 認定更新申請書
- (2) 公益社団法人日本看護協会 不妊症看護認定看護師あるいは母性看護専門看護師更新の認定証写し

- (3) 看護師免許証写し
- (4) 生殖医療従事者講習会参加証明書
- (5) 生殖医療コーディネーター講習会参加証明書 (2 回分)

第 11 条 更新の審査は書類審査による。

2 審査は年 1 回実施する。

第 12 条 更新期限内に条件を満たすことができなかつた場合、条件を満たした後再び認定を申請することができる。

2 病気・留学等、委員会が妥当と認めた事由がある場合は、更新期限を 1 年に限り延長することができる。

3 審査料は 5,000 円とする

#### 【第 4 章 資格の喪失】

第 13 条 コーディネーターは、次の各号のいずれかに該当するとき、その資格を喪失する。

- (1) 看護師の資格を失つた場合
- (2) 不妊症看護認定看護師あるいは母性看護専門看護師の資格を失つた場合
- (3) この法人の会員資格を失つた場合
- (4) コーディネーターの資格を辞退した場合
- (5) 資格が更新されなかつた場合

第 14 条 この法人は、コーディネーターが次の各号のいずれかに該当するとき、委員会で審査を行い、理事会の議を経て、その資格を喪失させることができる。

- (1) 認定および更新の申請に際して、虚偽の記載など、不正の行為があつた場合
- (2) コーディネーターとしてふさわしくない行為があつた場合

第 15 条 第 13 条および第 14 条の規定によりコーディネーターの資格を喪失した者は、喪失の事由が消滅したとき、再び認定を申請することができる。

第 16 条 第 13 条および第 14 条によりコーディネーター資格を喪失した者は認定証をこの法人に返還しなければならない。

2 理事会は、登録原簿に資格喪失の事由を記載の上、登録を抹消し、その旨を本人に通知する。

#### 【第 5 章 補則】

第 17 条 本制度に係る経理規定は別に定める。

第 18 条 いったん納入された審査料の返還は行わない。

第 19 条 本細則はこの法人の理事会の承認を得なければ変更することができない。

#### —附則—

第 1 条 本内規は平成 14 年 10 月 3 日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日改定

平成 22 年 6 月 18 日改定

平成 25 年 9 月 13 日改定

平成 26 年 3 月 28 日改定

平成 28 年 3 月 25 日改定

第 2 条 本内規は平成 23 年 3 月 18 日から細則として改定・施行する。

第 3 条 【第 3 章 資格の更新】 第 9 条 2 項、3 項については平成 26 年 4 月 1 日付新規認定・更新認定者より適用する

第 3 条 【第 3 章 資格の更新】 第 9 条 4 項については平成 29 年 4 月 1 日付新規認定・更新認定者より適用する

## 一般社団法人 日本生殖医学会 生殖補助医療管理胚培養士制度細則

### 【第 1 章 管理胚培養士の審査と登録】

- 第 1 条 生殖補助医療管理胚培養士（以下「管理胚培養士」という）の資格認定は、一般社団法人日本生殖医学会（以下「日本生殖医学会」という）及び一般社団法人日本卵子学会（以下「日本卵子学会」という）の両者が共同で行うものとする。
- 2 認定に関する実務は、日本生殖医学会生殖医療従事者資格制度委員会及び日本卵子学会生殖補助医療胚培養士認定委員会が担当するものとする。
- 3 認定に関する実務を行う委員会（以下「委員会」という）は日本卵子学会生殖補助医療胚培養士認定委員会が招集するものとする。
- 第 2 条 管理胚培養士の認定を申請する者は、次の各号のすべてを満たす者とする。
- (1) 日本生殖医学会と日本卵子学会の会員であること
- (2) 公益社団法人日本産科婦人科学会（以下「日本産科婦人科学会」という）が認定する体外受精・胚移植の臨床実施に関する登録施設（学会見解に基づく諸登録施設）で、5 年以上生殖補助医療胚培養士としての臨床実務経験があり、資格取得後も継続して生殖補助医療の業務に携わる者であること
- (3) 次の各号のいずれかに該当すること
- ①博士の学位を取得した者で、最近 5 ヶ年に 3 編以上（2 編以上は筆頭著者であること）の生殖に関わる学術論文を学会誌等（国内外を問わず）に発表した者であること
- ②修士の学位をもつ者については、委員会が博士号取得者と同等以上であると判断した者であること
- (4) 生殖補助医療に対する高度な知識と能力並びに倫理観を有していること  
ここでいう高度な知識と能力とは、培養室の設計、維持及び管理、胚培養士の指導並びに臨床医師への適切な助言等ができることを指す。
- (5) 日本卵子学会学術集會に最近 5 ヶ年に 2 回以上参加していること
- (6) 関連する学会に最近 5 ヶ年以内に 5 回以上、発表していること  
関連する学会とは、第 18 条に示されたものを指す。
- (7) 生殖補助医療胚培養士認定後に少なくとも 1 回は日本卵子学会主催の「倫理」に該当する講習を受講していること
- 第 3 条 認定審査は委員会が行い、資格認定は両学会の理事会において行う。
- 2 審査日程、申請の手続き方法、認定方法、審査料等については、日本生殖医学会及び日本卵子学会の機関誌等を通じて公示する。
- 第 4 条 認定審査希望者は、次の各号に掲げる書類に審査料を添えて申請する。  
なお、申請は日本卵子学会に行うものとする。
- (1) 管理胚培養士資格審査申込書
- (2) 履歴書
- (3) 証明書等
- ①学位記（博士）の写し及び学術論文の別刷：第 2 条 (3) ①に該当する者
- ②学位記（修士）の写し及び博士と同等以上であることを証明する書類（別刷等）：第 2 条 (3) ②に該当する者
- (4) 日本卵子学会の生殖補助医療胚培養士認定証の写し
- (5) 生殖補助医療臨床実務経験証明書  
日本産科婦人科学会が認定する登録施設の実施責任医師による証明書（委員会所定の様式）
- (6) 最近 5 年間に実施した 200 症例について記載した症例記録（委員会所定の用紙）
- (7) 所属する施設が日本産科婦人科学会の登録施設である旨の登録証の写し
- (8) 日本卵子学会の学術集會に最近 5 ヶ年に 2 回以上参加したことを証明する学会参加章の写し
- (9) 関連する学会に、最近 5 ヶ年に 5 回以上の発表をしたことを証明する講演要旨集の写し

(10) 日本卵子学会主催の「倫理」に該当する講習の受講証明書

(11) 表面に住所と氏名を記載した返信用葉書

第 5 条 審査は年 1 回実施する。

- 2 管理胚培養士の資格認定を申請する者は、委員会が実施する認定試験を受験し、合格しなければならない。
- 3 試験は、書類審査及び口述試験とする。
- 4 委員会は、合否を判定し、日本生殖医学会及び日本卵子学会の理事会の承認を得た後、結果を申請者に通知する。
- 5 日本生殖医学会及び日本卵子学会の理事会は、認定合格者を生殖補助医療管理胚培養士原簿に登録し、両学会の機関誌等を通じて公表するとともに、合格者には認定証を交付する。
- 6 認定証の交付は日本卵子学会が行い、生殖補助医療管理胚培養士原簿は日本卵子学会が管理し、日本生殖医学会はいつでも生殖補助医療管理胚培養士原簿を閲覧できるものとする。
- 7 審査料は 30,000 円とする。

## 【第 2 章 資格の更新】

第 6 条 管理胚培養士の資格は 5 年ごとに更新するものとする。但し、第 12 条で定める場合はこの限りではない。

第 7 条 更新の審査は委員会で行う。

第 8 条 管理胚培養士資格の更新を申請する者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 日本生殖医学会および日本卵子学会の会員であること
- (2) 継続して生殖補助医療業務に携わっていること
- (3) 最近 5 ヶ年に 5 編以上の学術論文を公表していること
- (4) 日本卵子学会の学術集會に最近 5 ヶ年に 2 回以上参加していること
- (5) 関連する学会に、最近 5 ヶ年に 5 回以上発表していること  
関連する学会とは、第 18 条に示されたものを指す
- (6) 生殖補助医療管理胚培養士認定後に少なくとも 1 回は日本卵子学会主催の「倫理」に該当する講習を受講していること

第 9 条 資格の更新を希望する者は、次の各号に掲げる書類に審査料を添えて申請する。なお、申請は日本卵子学会に行うものとする。

- (1) 認定更新申請書
- (2) 履歴書
- (3) 生殖補助医療管理胚培養士の認定証の写し
- (4) 生殖補助医療臨床実務経験証明書  
日本産科婦人科学会が認定する登録施設の実施責任医師による証明書（委員会の所定の様式）
- (5) 所属する施設が更新申請時に日本産科婦人科学会の登録施設である旨の登録証の写し
- (6) 最近 5 年間に発表した学術論文の別刷
- (7) 日本卵子学会の学術集會に最近 5 ヶ年に 2 回以上参加したことを証明する学会参加章の写し
- (8) 関連する学会に、最近 5 年間に 5 回以上の発表をしたことを証明する講演要旨集の写し
- (9) 日本卵子学会主催の「倫理」に該当する講習の受講証明書
- (10) 表面に住所と氏名を記載した返信用葉書

第 10 条 更新の審査は書類審査及び口述試験による。

- 2 審査は年 1 回実施する。
- 3 委員会は、合否を判定し、両学会の理事会の承認を得た後、結果を申請者に通知する。
- 4 日本生殖医学会及び日本卵子学会の理事会は、更新合格者を生殖補助医療管理胚培養士原簿に継続して登録し、学会の機関誌などを通じて、公表するとともに、合格者には認定証を交付する。
- 5 認定証の交付は日本卵子学会が行い、生殖補助医療管理胚培養士原簿は日本卵子学会が管理し、日本生殖医学会はいつでも生殖補助医療管理胚培養士原簿を閲覧できるものとする。
- 6 審査料は 10,000 円とする。

第 11 条 管理胚培養士資格の更新にあたって、資格有効期間の 5 ヶ年の間に、日本産科婦人科学会の登録施設において生殖補助医療業務に携わらない休職期間が生じた場合（転職・出産育児休等）、休職期間を資格の凍

結期間とし（最長 3 年間まで）、生殖補助医療業務に携わった期間が 5 ヶ年に達した後、資格の更新ができるものとする。

- 2 凍結を希望する者は更新審査の受付期間終了日までに凍結希望届を提出しなければならない。
- 3 凍結を行う場合、資格更新の取扱は休職期間により以下の通りとする。

休職期間が通算で 2 ヶ年に満たない場合は、生殖補助医療業務に携わった期間が 5 ヶ年に達した時点で、資格の更新ができるものとする。なお、資格の更新は、通常の更新と同様に行うものとする。

休職期間が通算で 2 ヶ年以上 3 ヶ年未満の場合は、生殖補助医療業務に携わった期間が 5 ヶ年に達するとともに、委員会が主催する講習会を受講した時点で、資格の更新ができるものとする。なお、このことが適用されるのは、委員会で休職事由が正当であると判断される場合に限るものとし、それ以外の場合には、資格の更新はできないものとする。また、資格の更新は、一般の更新と同様に行うものとする。

休職期間が通算で 3 ヶ年以上の場合は、休職の事由の如何にかかわらず、資格の更新はできないものとする。

### 【第 3 章 資格の喪失】

第 12 条 管理胚培養士は、次の各号のいずれかに該当するとき、その資格を喪失する。

- (1) 日本生殖医学会及び日本卵子学会の両者あるいはどちらか一方の会員の資格を失った場合
- (2) 管理胚培養士資格を辞退した場合
- (3) 管理胚培養士の資格が更新されなかった場合

第 13 条 日本生殖医学会及び日本卵子学会は、管理胚培養士が次の各号のいずれかに該当するとき、委員会で審査を行い、理事会の議を経て、その資格を喪失させることができる。

- (1) 認定および更新に際し、虚偽の記載など、不正行為があった場合
- (2) 管理胚培養士としてふさわしくない行為があった場合

第 14 条 第 13 条および第 14 条により管理胚培養士資格を喪失した者は認定証を日本卵子学会に返還しなければならない。

第 15 条 第 13 条および第 14 条の規定により管理胚培養士の資格を喪失した者は、喪失の事由が消滅したとき、再び認定を申請することができる。

- 2 日本生殖医学会及び日本卵子学会の理事会は、登録原簿に資格喪失の事由を記載の上、登録を抹消し、その旨を本人に通知する。

第 16 条 認定、資格喪失等の審査に異議のある者は、委員会に再審査を請求することができる。

- 2 再審査申請は日本卵子学会に行うものとする。またその対応は、委員会で行うこととする。

### 【第 4 章 補則】

第 17 条 いったん納入された審査料の返還は行わない。

第 18 条 第 2 条 (6) および第 9 条 (5) で定義される関連する学会とは以下の学術集会（講演会）本大会とする。日本国内の地方部会は含まないものとする。日本産科婦人科学会、日本生殖医学会、日本卵子学会、日本泌尿器科学会、日本受精着床学会、日本生殖免疫学会、日本アンドロロジー学会、日本 IVF 学会、国際生殖医学会 (IFFS)、アメリカ生殖医学会 (ASRM)、ヨーロッパ生殖医学会 (ESHRE)、アジア太平洋生殖医学会 (ASPIRE)

- 2 前項記載の関連学会以外の追加、あるいは前項記載の関連学会の削除は、委員会の判断で変更することができる。

第 19 条 本細則は日本生殖医学会及び日本卵子学会の理事会の承認を得なければ変更することができない。

—附則—

第 1 条 本細則は平成 28 年 11 月 2 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

## 一般社団法人日本生殖医学会 利益相反に関する指針

### 序文

一般社団法人日本生殖医学会（以下「本会」という）は、人類および家畜と動物の生殖に関する基礎的および臨床的研究について、研究業績の発表、知識の交換、情報の提供などを行い、もって学術の発展と人類の福祉に寄与することを目的としている。

本会の学術講演会や刊行物などで発表される研究においては、基礎的な研究のみならず、新規の医薬品・医療機器・技術を用いた研究や調査、または産学連携による研究・開発が行われる場合がある。それらの成果は人の生殖医療や畜産業の現場に還元されることから、必要性和重要性は極めて高い。

産学連携による研究には、学術的・倫理的責任を果たすことによって得られる成果の社会への還元（公的利益）だけでなく、産学連携に伴い取得する金銭・地位・利権など（私的利益）が発生する場合がある。これら2つの利益が研究者個人の中に生じる状態を利益相反（conflict of interest：COI）状態と呼ぶ。利益相反状態が深刻な場合は、研究の方法、データの解析、結果の解釈が歪められる恐れが生じる。また一方で、適切な研究成果であるにも拘わらず、公正な評価がなされないことも起こりうる。本会においても、会員に対して利益相反に関する指針を明確に示し、生殖医療や畜産業の進歩に寄与する研究・調査・開発の公正さを確保した上で、研究及び本会の事業を積極的に推進することが重要である。そこで、公益社団法人日本産科婦人科学会の利益相反に関する指針を参考に本会の利益相反に関する指針を作成した。

### I. 指針策定の目的

本会は、その活動において社会的責任と高度な倫理性が要求されていることに鑑み、「利益相反に関する指針」（以下「本指針」という）を策定する。その目的は、本会が利益相反状態を適切にマネジメントすることにより、本会が関わる重要な事業における活動に対し、中立性と公正性を維持した状態で適正に推進させ、生殖医療や畜産業の進歩に貢献することにより社会的責務を果たすことにある。

本指針は、利益相反についての基本的な考えを示し、本会が行う事業で会員等が発表を行う場合、利益相反状態を適切に自己申告によって開示させることにある。

### II. 対象者

利益相反状態が生じる可能性がある以下の対象者に対し、本指針が適用される。

- ①本会の役員、学術講演会会長、次期学術講演会会長、次々期学術講演会会長、特定委員会委員長、特定委員会委員（以下「役員等」という）
- ②本会の学会発行雑誌である Reproductive Medicine and Biology（以下「RMB」という）および日本生殖医学会雑誌で発表する者
- ③本会の学術講演会で発表する者
- ④本会の学会発行雑誌 RMB、その他、本会が発行に関与する刊行物の編集に携わる者
- ⑤その他、本会の会員で利益相反状態の生じる可能性のある者

### III. 対象となる活動

本会が関わる重要な事業における活動に対して、本指針を適用する。特に、学術講演会等での発表、本会の機関誌・論文・図書・刊行物などでの発表を行う会員には本指針を遵守することが求められる。本会会員に対して教育的講演を行う場合や、市民に対して公開講座などを行う場合は、特に社会的影響力が強いことから、その演者には特段の本指針遵守が求められる。

### IV. 開示・公開すべき事項

対象者は、自身における以下の①～⑦の事項で、「利益相反に関する指針」運用細則（以下「運用細則」という）に定める基準を超える場合には、利益相反状態を所定の様式に従い、自己申告によって正確な状況を開示する。基準を超えない場合は、所定の様式に従い、基準を超えていない旨を自己申告する。なお、自己申告及び申告された内容については、申告者本人が責任を持つものとする。具体的な開示・公開方法は、対象となる活動に

応じて運用細則に定める。

- ①企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職、寄付講座への所属
- ②研究に関連した企業の株の保有
- ③研究に関連した企業、団体からの特許権使用料
- ④研究に関連した企業、団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）
- ⑤研究に関連した企業、団体からパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料
- ⑥研究に関連した企業、団体から提供された研究費
- ⑦その他の報酬（研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など）

## V. 回避すべき利益相反状態

### 1) 全ての対象者が回避すべきこと

研究の結果の公表は、純粋に科学的な判断や公共の利益に基づいて行われるべきである。本会会員は、研究結果を会議・論文などで発表する、あるいは発表しないという決定や、研究の結果とその解釈といった本質的な発表内容について、その研究の資金提供者・企業の恣意的な意図に影響されてはならず、また影響を避けられないような契約書を締結してはならない。

### 2) 研究の責任者が回避すべきこと

本会又は本会の委員会が実施する研究（臨床試験、治験を含む）の計画・実施に決定権を持つ試験責任者（多施設研究における各施設の責任医師は該当しない）や調査を実施する委員会の委員長は次の利益相反状態にない者が選出されるべきであり、また選出後もこれらの利益相反状態となることを回避すべきである。

- ①研究を依頼する企業の株の保有
- ②研究の結果から得られる製品・技術の特許料・特許権の獲得
- ③研究を依頼する企業や営利を目的とした団体の役員、理事、顧問（無償の学術的な顧問は除く）への就任

## VI. 実施方法

### 1) 会員の責務

会員は研究成果を本会の学術講演会や刊行物等で発表する場合、当該研究に関わる利益相反状態を適切に開示する義務を負うものとする。開示については運用細則に従い所定の書式にて行なう。本指針に反する事態が生じた場合には、利益相反委員会にて審議し理事会に上申する。

### 2) 役員等の責務

本会の役員等は本会に関わる事業や活動に対して大きな役割と責務を担っており、当該事業に関わる利益相反状態については、就任した時点で所定の書式に従い自己申告を行なう義務を負うものとする。理事会は、本会の役員等がすべての事業を遂行する上で、深刻な利益相反状態が生じた場合に、利益相反委員会に諮問し答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

学術講演会におけるプログラム委員会は、本会の学術講演会で研究成果が発表される場合、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する演題については発表を差し止めることができる。発表の差し止めの決定については、利益相反委員会にて審議の上、理事会に答申し、理事会承認後、実施することができる。

編集会議は、研究成果が本会の機関誌や刊行物などで発表される場合に、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する場合には掲載を差し止めることができる。当該論文の掲載後に本指針に反していたことが明らかになった場合は、当該刊行物などに委員長名でその由を告知することができる。なお、これらの決定については利益相反委員会にて審議の上、理事会に答申し、理事会承認後、実施することができる。

すべての委員会は、それぞれが関与する本会の事業に関して、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する事態が生じた場合には、速やかに事態の改善策を検討し利益相反委員会に報告する。

### 3) 不服の申立

前記1)ないし2)号による処分を受けた者は、本会に対し不服申立をすることができる。本会はこれを受理した場合、速やかに利益相反委員会において再審議し、理事会の協議を経て、その結果を不服申立者に通知する。

### 4) 利益相反委員会

理事長が指名する本学会員若干名により、利益相反委員会を構成し、委員長は委員の互選により選出する。利

利益相反委員会委員は知り得た会員の利益相反について守秘義務を負う。利益相反委員会は、理事会と連携して、利益相反ポリシーならびに本細則に定めるところにより、会員の利益相反が深刻な状態へと発展することを未然に防止するためのマネージメントと違反に対する対応を行う。

## Ⅶ. 本指針違反者への措置と説明責任

### 1) 本指針違反者への措置

利益相反委員会は本指針に違反する行為に関して審議する権限を有し、審議の結果、本会会員や役員等に重大な遵守不履行があると判断した場合には、その遵守不履行の程度に応じて一定期間、次の措置をとるよう理事会に答申することができる。以下の措置の実施には理事会の承認を要する。

- ①本会が開催する学術講演会での発表の禁止
- ②本会の機関誌・刊行物などへの論文掲載の禁止
- ③本会の学術講演会会長就任の禁止
- ④本会の理事会、委員会への参加の禁止
- ⑤本会の懲戒規定に則った処分

### 2) 不服の申立

被措置者は、本会に対し、不服申立をすることができる。本会がこれを受理したときは、利益相反委員会において誠実に再審理を行い、理事会の協議を経て、その結果を被措置者に通知する。

### 3) 説明責任

本会の学術講演会や機関誌・刊行物などにて発表された研究や調査において、本指針の遵守に重大な違反があると判断した場合、利益相反委員会及び理事会の協議を経て、社会への説明責任を果たす。

## Ⅷ. 細則の制定

本会は本指針を実際に運用するために必要な細則を制定することができる。

## Ⅸ. 施行日および改定方法

本指針は平成 23 年 9 月 2 日より施行する。本指針は必要に応じて、総会の決議により改定することができる。  
平成 28 年 11 月 3 日改定

## 一般社団法人日本生殖医学会「利益相反に関する指針」運用細則

(目的)

### 第1条

この運用細則は、一般社団法人日本生殖医学会（以下「本会」という）が「利益相反に関する指針」（以下「本指針」という）を対象者に遵守させるにあたり、本指針の具体的な運用方法を示すことを目的とする。

(本会学術講演会などでの発表)

### 第2条

筆頭演者が開示する義務のある利益相反状態は、発表内容に関連する企業または営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

2. 本会の学術講演会、本会が主催する講演会、本会が主催する市民公開講座で発表・講演を行う者は、演題応募または抄録提出時に、過去1年間における筆頭演者の利益相反状態の有無を明らかにしなければならない。演題応募および抄録提出のいずれも行わない講演発表については、発表前1年間の筆頭演者の利益相反状態の有無を明らかにしなければならない。

3. 発表時に明らかにする利益相反状態については、本指針 IV. 開示・公開すべき事項で定められたものを、発表スライドあるいはポスターにおいて所定の様式（様式1）に従って開示するものとする。開示する利益相反状態は、学術講演会については学会誌抄録号に掲載される抄録（もしくは講演要旨）提出前1年間のもの、その他については演題応募もしくは抄録提出前1年間のものとする。なお、演題応募および抄録提出のいずれも行わない講演発表については、発表前1年間のものとする。ただし、各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額を次のように定める。

- (1) 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職、寄付講座に所属する者については、1つの企業または団体からの報酬額が年間100万円以上。
- (2) 研究に関連した企業の株の保有については、1つの企業について1年間の株による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上、または当該企業の全株式の5%以上。
- (3) 研究に関連した企業、団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料収入が年間100万円以上。
- (4) 研究に関連した企業、団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業または団体からの年間の日当が合計50万円以上。
- (5) 研究に関連した企業、団体からパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料については、1つの企業または団体からの年間の原稿料が合計50万円以上。
- (6) 研究に関連した企業、団体から提供された研究費については、1つの研究に対して支払われた総額が年間200万円以上。奨学寄付金（奨励寄付金）については、1つの企業または団体から1名の研究代表者に支払われた総額が年間200万円以上。
- (7) その他の報酬（研究とは直接無関係な旅行、贈答品など）については、1つの企業または団体から受けた報酬が年間5万円以上。

(機関誌などでの発表)

### 第3条

本会の学会発行雑誌 Reproductive Medicine and Biology（以下「RMB」という）、日本生殖医学雑誌およびその他本会の刊行物に掲載される、本会会員が執筆するすべての原稿（本会学術講演会抄録は除く）において、すべての著者は、投稿論文内容に関係する企業または営利を目的とする団体に関わる利益相反状態を開示する義務を有する。

2. 本会の学会発行雑誌 RMB、日本生殖医学雑誌およびその他本会の刊行物で発表を行う者は、投稿時に投稿規定に定める様式により、利益相反状態を明らかにしなければならない。

- (1) 様式は各誌において定めることもできる。
- (2) 投稿時に明らかにする利益相反状態については、本指針 IV. 開示・公開すべき事項で定められたものを自己申告するものとする。各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額は、第2条第3項各号で規定され

た金額と同一とする。

- (3) 開示する利益相反状態の期間は、投稿論文の内容にかかわる全ての期間とする。
- (4) 提出された様式は原則として論文査読者には開示しない。

(役員等の利益相反事項の届け出)

#### 第 4 条

この運用細則でいう特定委員会とは、編集会議、倫理委員会、将来計画検討委員会、社会保険委員会、生殖医療従事者資格制度委員会、日本医学会用語委員会、利益相反委員会を指す。

2. 役員、学術講演会会長、次期学術講演会会長、次々期学術講演会会長、特定委員会委員長及び特定委員会の委員（以下「役員等」という）が開示・公開する義務のある利益相反状態は、本会が行う事業に関連する企業または営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

3. 本会の役員等は、新就任時と就任後は 1 年ごとに「役員等の利益相反自己申告書」（様式 2）を提出しなければならない。また、在任中に新たな利益相反状態が発生した場合は、8 週間以内に「役員等の利益相反自己申告書」によって報告しなければならない。

- (1) 「役員等の利益相反自己申告書」に開示・公開する利益相反状態については、本指針 IV. 開示・公開すべき事項で定められたものを自己申告するものとする。
- (2) 各々の開示・公開すべき事項について、自己申告が必要な金額は、第 2 条第 3 項各号で規定された金額と同一とする。
- (3) 「役員等の利益相反自己申告書」は 1 年間分を記入し、その算出期間を明示する。

(役員等の利益相反自己申告書の取扱い)

#### 第 5 条

この運用細則に基づいて本会に提出された「役員等の利益相反自己申告書」及びそこに開示された利益相反状態の情報（以下「利益相反情報」という）は、理事長を管理者とし、本会事務局において個人情報として厳重に保管・管理される。

2. 利益相反情報は、本指針に定められた事項を処理するために、理事会及び利益相反委員会が所定の手続きを経て利用できるものとする。

3. 前項の利用には、当該申告者の利益相反情報について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に、利益相反委員会の審議並びに理事会の承認を得て当該利益相反情報のうち必要な範囲を本法人内部に開示する、あるいは社会へ公開することが含まれる。

4. 第 1 項の「役員等の利益相反自己申告書」の保管期間は、役員等の任期終了後 2 年間とし、その後は理事長の監督下で廃棄される。ただし、その保管期間中に利益相反情報について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合は、理事会の決議により当該利益相反情報を記載した「役員等の利益相反自己申告書」の廃棄を保留できるものとする。

(本指針違反者への措置)

#### 第 6 条

本指針に違反した者への措置については、本指針の定めるところにより実施する。

(変 更)

#### 第 7 条

この運用細則は、理事会の決議により変更できる。

附則

1. この運用細則は、平成 23 年 9 月 2 日から施行する。

平成 24 年 4 月 1 日改定

平成 24 年 9 月 21 日改定

平成 28 年 11 月 2 日改定

## 一般社団法人 日本生殖医学会旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は、本会の用務により旅行する役員等に対して支給する旅費等について必要な事項を定める。

### (役員)

第2条 本規程でいう役員等とは、代議員を除く、理事、監事、委員長、委員等である。

### (旅費等の支給の範囲)

第3条 役員等が、理事会、委員会他および本会の用務により旅行した場合には、旅費等を支給することができる。ただし、学術講演会、講習会開催等のときに開催する理事会・総会では原則として旅費は支給しない。

- 2 役員等以外の者が、本会の用務により旅行した場合、または理事長が特に認める場合は、必要に応じて会計担当理事の判断により役員に準じた旅費等を支給することができる。

### (支払金額の根拠)

第4条 原則として勤務地の最寄りの駅から対象会議の開催地の最寄りの駅までの公共交通機関を利用する。但し、用務の必要または天災、その他やむを得ない事情や順路により旅行したい場合は、その実情にあった経路によって計算するが、その場合は予め開催2週間前までに別途事務局に経路を申請し、会計担当理事の承認を得なければならない。タクシー、鉄道各社グリーン車の利用は認めない。また、航空各社エコノミー席以外の利用も認めない。

### (旅費等の計算)

第5条 旅費等の支給額は、以下の区分に従う。

- 1 鉄道利用の場合は、旅客運賃、特別急行・特急料金（新幹線含む）または急行料金の普通車指定席・特急普通車指定席の往復料金での

算出とする。但し、時期によって正規運賃も若干の変動があるため、随時開催日に合わせて最新の経路と計算によって支給する。なお、急行料金は片道50km以上、特急料金は片道100km以上で利用が適用される

- 2 北海道、四国、九州、沖縄等の本州以外の各地、中国地方、青森県と東京間は航空機利用の対象とする。これは東京を起点として陸続きの場合、700km以上の距離となる地域を勘案している
- 3 航空機利用の場合は、普通運賃に往復割引を適用した運賃とする。但し、時期や航空会社によって運賃の変動があるため、随時開催日に合わせて最新の経路と計算によって支給する
- 4 宿泊費は、原則として17時以降開始の会議で終了予定時刻を勘案したうえで、宿泊が必要な場合または前日から宿泊が必要な役員等が予め開催2週間前までに事務局に申請し、会計担当理事の承認を得た上で領収書提出による実費精算とする。1泊の上限は20,000円までとする

### (旅費等の請求)

第6条 旅費等の請求は、事業年度初めに主会議場(学会事務局会議室、東京駅周辺等)の経路の申告を予め事務局に提出する。支払いは原則として、事後振込とする。

### (委任)

第7条 この規程に定めない事項と変更は、理事会の議決を経て行う。

### 附則

この規程は、一般社団法人日本生殖医学会役員等旅費規程(平成26年4月1日改定)を廃止し、新たに平成28年11月2日に制定、平成29年4月1日より適用する。

## 一般社団法人 日本生殖医学会 委員会の運営等に関する報酬規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、定款施行細則第 51 条により、本会の委員会の運営等に関して必要な事項を定める。本会の用務により必要な報酬支給等について必要な事項を定める。

### (役員の定義について)

第 2 条 定款第 25 条において、無報酬となる役員は理事及び監事であるが、本規程において、それ以外の委員会等での出席による本会への学術的指導を行う者としては、代議員、幹事、委員等がある。

### (報酬等の支給の範囲)

第 3 条 定款第 25 条で無報酬となる役員以外で、年間を通じて本会への学術的指導に貢献したものについて理事長の命により報酬を支給することができる。

- 2 また上記以外の者が、本会の用務により貢献した場合、または理事長が特に認める場合は、必要に応じて会計担当理事の判断により報酬を支給することができる。

### (報酬等の計算)

第 4 条 報酬等の支給額は、以下の区分に従う。

- 1 幹事長は年間 33,411 円を当該年度の 12 月に支給する
- 2 幹事は年間 11,137 円を当該年度の 12 月に支給する
- 3 委員は年間 5,568 円を当該年度の 12 月に支給する
- 4 1 と 3 を兼ねる場合は 1 の支給のみ、2 と 3 を兼ねる場合は 2 の支給のみとする
- 5 生殖医療講習会講師は 1 回の講演につき 55,685 円、生殖医療専門医認定試験官・スタッフは 1 回につき 22,274 円を事後支給する
- 6 その他、第 3 条第 2 項に該当する者については必要に応じて報酬額を決定する
- 7 前各項に規定する金額は、消費税を含んでいる
- 8 支給については、法令の定めるところにより、定率の源泉徴収を行った後、支給対象者に支給するものとする

### (委任)

第 5 条 この規程に定めない事項と変更は、理事会の議決を経て行う。

### 附則

この規程は、平成 28 年 11 月 2 日に制定、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

## 一般社団法人日本生殖医学会 平成 30 年度第 1 回臨時通信理事会議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた日：平成 30 年 6 月 12 日
1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者：理事長 苛原 稔
1. 議事録の作成に係る職務を行った理事：理事 久慈直昭
1. 取締役の総数：25 名  
監査役の総数：3 名

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容  
第 1 号議案「日本卵子学会との学会雑誌 RMB の共同刊行について」

### <審議内容>

日本卵子学会から本会の英文雑誌 RMB を Official Journal としたいとの提案が届き、平成 30 年 6 月 4 日 本会に対して正式に報告された。平成 30 年 6 月 7 日理事長苛原 稔が理事の全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について上記の内容の電磁的記録（電子メール）により上記の内容の提案を発し、当該提案につき 6 月 11 日までに理事の全員から書面により以下の選択についての意見表示を、監事の全員からも同様に書面により以下の選択についての意見を得た。結果、「1. 承認する」が多数決賛同により、一般法人法第 96 条（定款第 30 条第 2 項）に基づき、当該決定内容を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

### <選択内容>

日本卵子学会との学会雑誌 RMB の共同刊行について

1. 承認する
2. 承認しない

平成 30 年 6 月 13 日

(名称) 一般社団法人日本生殖医学会 平成 30 年度第 1 回臨時通信理事会

理 事 久 慈 直 昭

## 一般社団法人日本生殖医学会 平成 30 年度 第 2 回通常理事会議事録

日 時：平成 30 年 9 月 5 日（水）16：00～17：30

場 所：OMO7 旭川 2 階 北斗の間

出 席

市川智彦（理事長）

大須賀穰，北脇 城，永尾光一（以上，副理事長）

常任理事：石原 理，苛原 稔，久具宏司，久慈直昭，杉浦真弓，杉野法広，橋原久司，西井 修  
理 事：安藤寿夫，柴原浩章，千石一雄，竹下俊行，田中 守，寺田幸弘，年森清隆，藤原 浩，  
村上 節

監 事：久保田俊郎，峯岸 敬，吉村泰典

※理事（21 名/25 名中）監事（3 名/3 名中）

名誉会員：倉智博久，清水哲也

陪 席：岡田 弘（第 64 回会長）

原田竜也（総会議長），廣田 泰（幹事長），小宮 顕（副幹事長）

太田邦明，小野政徳，河野康志，小林秀行，楠木 泉，熊澤由紀代，佐藤 剛，谷口文紀，

田村博史，馬場 剛，平田哲也，升田博隆，松崎利也（以上，幹事）

中尾和宏，信澤美恵子，須田ちひろ，吉田祥恵（事務局）

欠 席

理 事：原田 省（常任理事），藤澤正人，南直次郎，増崎英明

幹 事：大石 元，梶原 健

<議事経過およびその結果>

2018 年 9 月 5 日午後 4 時，OMO7 旭川 2 階北斗の間において，平成 30 年度第 2 回通常理事会を開催した。定刻に市川智彦理事長は開会を宣し，本日の理事会出席者は定数 25 名の理事の過半数の出席者と監事が揃っており，有効に成立した旨を告げた。

次いで，理事長 市川智彦が議長となり，挨拶後に平成 30 年度第 1 回通常理事会議事録，第 1 回臨時通信理事会議事録，定時社員総会議事録，新理事会議事録を確認し，直ちに議案の審議に入った。

<議 事>

第 1 号議案：平成 30 年度学術奨励賞 RMB 優秀論文賞に関する件

市川理事長より，平成 30 年 6 月 29 日に開催された予備選考委員会での審議・推挙結果を受け，本日選考委員会を開催し，最終的に下記，各賞 3 名が推挙・承認された旨報告があった。審議の結果，下記，平成 30 年度学術奨励賞 3 名，RMB 優秀論文賞 3 名の合計 6 名が授与と決定し，全会一致で承認された。今後，臨時社員総会にて本審議結果について審議・承認を得る予定となる。

【平成 30 年度学術奨励賞】

<基礎部門>※産婦人科領域から変更

中筋 貴史

東京医科歯科大学周産・女性診療科

PLOS Genetics 第 13 卷 1 号 e1006578, 2017 年 1 月

「Complementary Critical Functions of Zfy1 and Zfy2 in Mouse Spermatogenesis and Reproduction」

## &lt;産婦人科部門&gt;

泉 玄太郎

東京大学医学部附属病院産婦人科

Journal of Immunology 第 198 卷 11 号 pp. 4277~4284, 2017 年 6 月

「Oil-Soluble Contrast Medium (OSCM) for Hysterosalpingography Modulates Dendritic Cell and Regulatory T Cell Profiles in the Peritoneal Cavity : A Possible Mechanism by Which OSCM Enhances Fertility」

## &lt;泌尿器科部門&gt;

惣田 哲次

大阪警察病院泌尿器科

Human Reproduction 第 32 卷 3 号 pp. 514~522, 2017 年 3 月

「Systematic characterization of human testis-specific actin capping protein  $\beta 3$  as a possible biomarker for male infertility」

## 【RMB 優秀論文賞】

## &lt;基礎部門&gt;

Narae Kim

Laboratory of Reproductive Biology, Graduate school of Agriculture, Kyoto University

RMB Vol. 16 No. 1 pp. 58-66

「Immobilized pH in culture reveals an optimal condition for somatic cell reprogramming and differentiation of pluripotent stem cells」

## &lt;産婦人科部門&gt;

前川 亮

山口大学医学部産婦人科

RMB Vol. 16 No. 2 pp. 206-227

「Thin endometrium transcriptome analysis reveals a potential mechanism of implantation failure」

## &lt;泌尿器科部門&gt;

湯村 寧

横浜市立大学附属市民総合医療センター 生殖医療センター泌尿器科

RMB Vol. 16 No. 4 pp. 354-363

「Reactive oxygen species measured in the unprocessed semen samples of 715 infertile patients」

## 第 2 号議案：今後の学術講演会開催地について

市川理事長より第 67 回（2022 年）学術講演会会長候補は、すでに第 1 回理事会で久慈理事を理事会として選出しており、平成 30 年度臨時社員総会で審議する旨が説明された。

## &lt;報告事項&gt;

## 1. 庶務報告 久慈庶務担当理事より以下の報告があった。

- ・会員数動向は、平成 30 年 7 月 31 日現在 5,429 名、うち名誉会員 49 名である
  - ・物故会員は、4 月 1 日~7 月 31 日までに本会に連絡のあった方が 2 名である
- 東北ブロック：会員 宇都宮 裕貴 先生

近畿ブロック：会員 小野 雅昭 先生

- ・会議予定としては、今年度は9月に学術講演会を行うため、常任理事会は予定しておらず次回理事会は来年3月29日である。

市川理事長より、会議予定表のうち来年の社員総会は2019年6月28日を予定していたが、6月26日までESHREがウィーンで開催され、日本から多くの先生方が参加することが見込まれるため再考したいと説明された。

2. 会計報告 大須賀会計担当理事より以下の報告があった。
  - ・今年度は学術講演会が9月に開催され、中間決算が出ていないため収支決算見込は次回理事会にて報告する。
  - ・財産管理を容易にするため、銀行の予算口座を集約する予定である。
3. 編集報告 杉野編集担当理事より以下の報告があった。
  - ・機関誌の発刊状況は、和文誌は63-1・2号が4月に発刊、3号が第63回抄録号として8月に発刊、4号が11月に発刊予定、RMBはオンラインジャーナルとしてVol. 17がNo. 1～3まで発刊、No. 4が10月に発刊予定。
  - ・編集委員会を6月29日に開催した。
  - ・RMBのVol. 17の編集状況としては、論文総数は65編と増加傾向、採択率は前年度79%に対して当年度は現時点で60%であるが、査読途中の論文も含まれるため最終的には80%程度となる。
  - ・RMB誌がPubMed Central 掲載されたが、当初は過去2年分の掲載であったがワイリー社に交渉の末、創刊号から掲載されることとなった。
  - ・RMBのImpact Factor申請にあたり、ESCIへの申請が第一段階と考えていたが調査の結果、BIOSIS Previewに掲載されているのでESCI申請手続は不要でいつでもIF申請が可能であることが判明した。
  - ・編集委員会としては、2019年1月からIF申請に臨みたいと考えており、2017年と2018年の論文引用数が鍵となる。
  - ・IF獲得のための必要引用数は209回以上/年と想定しているが、2017年にRMBが引用された実績は24回であり、かなりの引用数の上積みが必要である。
  - ・会員向けに市川理事長との連名で具体的なカテゴリー別の論文一覧を示し、引用を依頼するメールを送付したので現在執筆中の論文に引用いただきたい。
  - ・ただし、RMB誌の論文にRMBを引用するのは自己引用となるので、他の雑誌の執筆時にRMBを引用してほしい。

市川理事長より、泌尿器科の先生はRMBは産婦人科の雑誌との印象があるかもしれないが、前立腺癌の論文がタイトルまでピンポイントで示されており、すぐに引用できる資料となっているので、ぜひ活用していただきたいと意見された。

4. 渉外報告 石原渉外担当理事より以下の報告があった。
  - ・IFFSは6月29日～7月1日にバルセロナで開催された各会議に石原理事、苛原理事が出席した。
  - ・2019年4月11～14日に上海で開催されるIFFS2019には日産婦学会と会期が重なっているがJSRMシンポジウムを予定しており、座長は市川理事長、石原理事、演者は小川毅彦先生、小堀善友先生、左勝則先生が出席する。

・ICMART は本年度も本学会より例年同様に \$ 3,000 の寄付をする予定である。

5. 学術報告 梶原学術担当理事より、8月16日に開催された日本医学会連合診療ガイドライン統括委員長会議に本学会を代表して参加した旨が報告された。

6. 広報報告 杉浦広報担当理事より平成30年7月31日現在でのホームページへのアクセス数、取材依頼等について現状報告があった。

#### 7. 将来計画検討委員会報告

苛原将来計画検討委員会委員長より、以下の報告があった。

- ・厚生労働省より本学会に不妊治療カードの周知依頼があり、審議の結果、理事長名で会員にメールで周知することが確認された。
- ・2017年必修知識の改訂準備に着手する予定である。
- ・胚培養士育成は他学会と連携して取り組んでいきたい。

大須賀副理事長より、周産期カードは比較的認知されているが、不妊治療カードは企業側ほどの程度認識されているのかとの質問があり、苛原理事よりほとんど知られておらず、そのため厚生労働省より周知依頼があったと回答された。

#### 8. 社会保険委員会報告

西井社会保険委員会委員長の到着が遅れており、市川理事長より平成30年度診療報酬改定における要望項目の採用結果が報告された。

#### 9. 生殖医療従事者資格制度委員会報告

永尾生殖医療従事者資格制度委員会委員長より、下記の通り報告があった。

##### <生殖医療専門医関連>

- ・2018年度は103名の申請のうち100名の研修開始を許可することとなった。
- ・2018年試験の申請者は87名、うち6名が一次審査不合格となり、審査合格者81名と免除者（昨年度二次審査不合格者）18名をあわせた合計99名が12月9日に実施予定の二次審査（筆記・口頭試験）へと進むこととなった。
- ・本年度の生殖医療専門医認定試験の当日の運営、本年度中に開催される今後の生殖医療従事者講習会の各回の実施・準備も適宜行っている。
- ・次年度の生殖医療専門医認定試験、認定研修施設・研修連携施設 新規申請、認定研修施設・研修連携施設 更新申請、生殖医療専門医の更新について和文誌、HPで周知を例年通り行う予定である。
- ・現在認定中の認定研修施設のうち、更新申請対象以外の認定中認定研修施設については昨年同様、生殖医療専門医が1名以上常勤であるかの要件確認を来年1月に実施する予定である。
- ・第63回学術講演会会期中に第2回生殖医療従事者講習会、第3回講習会を12月9日に開催する予定である。

##### <生殖医療コーディネーター関連>

- ・本年度の生殖医療コーディネーター認定申請は5件あり、6月22日の委員会です承されたので、2019年4月1日付で認定される予定である

苛原理事より、7月後半に日産婦に関係する4学会のサブスペシャリティ専門医に関しての

会合が開催され、生殖医学会を代表して出席した旨が報告された。会合の結果として、来年 4 月からの日本専門医機構のサブスペシャリティに応募することを見合わせたことが説明された。

市川理事長より、以下の専門医機構の現状が説明された。

- ・機構認定専門医を広告可能専門医とすることは未定であり、もう少し時間がかかりそうである。
- ・内科、外科の専攻医はまずサブスペシャリティを決め、基本領域と並行してサブスペシャリティ研修を行う必要があるため、先行している。
- ・生殖医療専門医は産婦人科あるいは泌尿器科の研修を終えてからの研修であり、内科や外科ほど喫緊の問題でないので、産婦人科学会がそのような決断をしたことは専門医機構としてもありがたい。

#### 10. 倫理委員会報告

原田倫理委員長が欠席のため、谷口倫理担当幹事より、未受精卵子および卵巣組織の凍結・保存に関する指針を RMB 誌に投稿し、採用された旨が報告された。

#### 11. 利益相反委員会報告

久具利益相反委員会委員長より、新役員および委員に COI 提出を依頼する予定であることが報告された。

#### 12. 第 63 回 (2018 年) 日本生殖医学会学術講演会・総会報告

千石会長より、2018 年 9 月 6 日 (木)~7 日 (金) に旭川で開催される学術講演会について謝辞が述べられた。

#### 13. 第 64 回 (2019 年) 日本生殖医学会学術講演会・総会準備報告

岡田次期会長より、ポスター案が配布され以下の報告があった。

会期：2019 年 11 月 7 日 (木)~8 日 (金)

会期：神戸国際会議場、神戸国際展示場

テーマ：世界に発信する個別化生殖医療

#### 14. 第 65 回 (2020 年) 日本生殖医学会学術講演会・総会準備報告

竹下次々期会長より、以下の報告があった。

会期：2020 年 12 月 3 日 (木)~4 日 (金)

会期：京王プラザホテル

テーマ：生殖医療の明日に架ける橋

#### 15. 第 66 回 (2021 年) 日本生殖医学会学術講演会・総会準備報告

原田次々々期会長が欠席のため谷口幹事より、以下の報告があった。

会期：2021 年 11 月 11 日 (木)~12 日 (金)

会期：米子コンベンションセンター BIG SHIP

#### 16. その他

杉野編集担当理事より、ワイリーからの RMB オープンアクセス出版費 (APC) の改定について審議したいとの依頼があった。

- ・契約金額 750 万円/年については契約当初 5 年間 (2017~2021 年) に適応されるため、今

回金額そのものは変更されない。

- ・ただし APC 改定に伴い、2019 年より 750 万円で掲載可能な論文数が変更となり、現在の年 50 編から年 43 編に減少となる。
- ・年間論文数が 43 編を超えた場合は超過料金を支払う必要が生じる。
- ・RMB の論文数は純増しており年間 60 編と想定した際、① 43 編の超過料金分を支払う場合、② 契約金額 1,050 万円/年として 60 編までは追加料金無しとする場合、2 案を比較検討いただきたい。

審議の結果、①、②の価格差があまり無いことから、方向性として契約金額は 750 万円のままとし、43 編を超えた分は超過料金を実費で支払うことが決定された。ワイリーとの出版契約金額の詳細は杉野理事に一任となった。

以上

2018 年 9 月 5 日

一般社団法人日本生殖医学会 平成 30 年度通常理事会

理事長 市川 智彦 ⑩

出席監事 久保田俊郎 ⑩

出席監事 峯岸 敬 ⑩

出席監事 吉村 泰典 ⑩

## 一般社団法人日本生殖医学会 平成 30 年度 常任理事会議事録

日 時：2018 年 10 月 24 日（水）14：00～15：30

場 所：TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンター 5A

出 席

市川智彦（理事長）

大須賀穰，北脇 城，永尾光一（以上，副理事長）

常任理事：苛原 稔，久具宏司，久慈直昭，杉浦真弓 ※常任理事（4 名 / 9 名中）

理 事：安藤寿夫，千石一雄

監 事：久保田俊郎，峯岸 敬

陪 席：原田竜也（総会議長）

廣田 泰（幹事長）

太田邦明，河野康志，楠木 泉，佐藤 剛，谷口文紀，平田哲也（以上，幹事）

中尾和宏，須田ちひろ，吉田祥恵（事務局）

欠 席

常任理事：石原 理，杉野法広，檜原久司，西井 修，原田 省

監 事：吉村泰典

理 事：柴原浩章，田中 守，竹下俊行，寺田幸弘，年森清隆，藤澤正人，藤原 浩，増崎英明，  
南直治郎，村上 節

幹 事：大石 元，小野政徳，梶原 健，熊澤由紀代，小林秀行，小宮 顕，田村博史，馬場 剛，  
升田博隆，松崎利也（以上，幹事）

<議事経過およびその結果>

2018 年 10 月 24 日午後 2 時，TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンター 5A において，平成 30 年度常任理事会を開催した。定刻に市川智彦理事長は開会を宣し，本日の理事会出席者は理事定数に満たず，決議は行えないが積極的な意見交換をお願いしたい旨を告げた。

<議 事>

第 1 号議案：第 63 回学術講演会・総会中止への対応検討の件

市川理事長より，以下の通り説明された。

- ・2018 年 9 月 6 日，7 日に旭川で開催予定であった第 63 回学術講演会・総会は北海道胆振東部地震により，中止となった。
- ・その後，集会形式から Web 開催に変更して実施することを検討し，提案内容は 10 月 12 日に通信理事会で承認された。
- ・通信理事会では双方向での議論も難しく，本日の常任理事会で Web 開催の実施に向けた忌憚のない意見をいただきたい。
- ・共催，出展企業に対しては，通信理事会では一定割合を定めて返金すると提案したが，収支予算案を提示するので，具体的な割合を決定したい。
- ・第 63 回学術講演会と第 2 回生殖医療従事者講習会で別の Web システムで運用を考えており，本日デモンストレーション用の画面をご覧いただきたい。

これに続き，千石会長より収支予算案が説明された。

- ・地震前は，収入 56,475,800 円，支出 56,287,218 円，188,582 円の黒字，としていた。
- ・地震後のシミュレーションとして，企業に共催費を返金しない場合と共催費を 50% 返金した場合の 2 案を提示する。

- ・返金しない場合，収入 49,056,048 円，支出 36,311,832 円，12,744,216 円の黒字となる。
- ・50%返金した場合，収入 33,126,048 円，支出 36,311,832 円，3,185,784 円の赤字となる。

市川理事長より，一定割合として例示した50%返金でよいかどうかを出席者に意見を求めたところ全員一致で賛同され，臨時社員総会で審議することとなった。その後，Web開催のデモンストレーション画面を確認した。

#### <報告事項>

市川理事長より，9月5日に開催された第2回通常理事会議事録が確認された。当初は本日の常任理事会では各部報告と委員会報告を予定していたが，出席者が限られており，また第2回通常理事会から1ヶ月程度しか経過していないため，その間に開催した委員会にて特に報告事項があれば発言いただきたいと説明された。

これに対し，永尾委員長から9月21日に生殖医療従事者資格制度委員会を開催し，2018年度生殖医療専門医試験二次試験の試験問題とスケジュール，役割分担の確認を行ったことが報告された。

市川理事長より，今後の会議予定が確認された。来年度の定時社員総会として2019年6月28日が予定されているが，ESHRE2019の会期と重なっていることが判明したので，日程変更を検討したい。定時社員総会に議案を提出するためには，2019年度第1回通常理事会日程を確定する必要がある。あわせて検討した結果，候補日は以下の通りとしたい。

#### 2019年度予定

- ・第1回通常理事会 2019年5月31日（金）
- ・定時社員総会 2019年6月21日（金）

日程についてはあらためて理事会にメールで確認を行うこととなった。

苛原理事より，来年IFFS理事国選挙があるので，市川理事長に石原渉外担当理事と立候補をするかどうかを協議してほしい旨を説明された。

以上の議決事項を証するため，この議事録を作成し，定款第31条第2項にもとづき，理事長および出席監事が記名押印する。

2018年10月24日

一般社団法人日本生殖医学会 平成30年度常任理事会

理事長 市川 智彦 ㊟

出席監事 久保田俊郎 ㊟

出席監事 峯岸 敬 ㊟

## 一般社団法人日本生殖医学会 平成 30 年度臨時社員総会議事録

日 時：2018 年 10 月 24 日（水）16：00～16：40  
場 所：TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンター 5A  
出席者：開会当時の社員数 125 名  
          総社員の議決権数 125 個  
          出席した社員数 13 名（委任状 93 名を含め 106 名）  
          この議決権の数 109 個

出席役員：

理 事 長：市川智彦

副理事長：大須賀穰，北脇 城，永尾光一

常任理事：苛原 稔，久慈直昭，杉浦真弓

理 事：安藤寿夫，千石一雄

監 事：久保田俊郎，峯岸 敬

議 長：代議員 原田竜也

議事録作成者：代議員 谷口文紀，松崎利也

<議事経過およびその結果>

定款第 15 条にもとづき，原田竜也代議員が議長となり，「本日の出席社員数は委任状を含め 106 名で，定款第 17 条に規定する定足数を充足し，本総会は成立した」旨発言し，開会した。

次の議案を順次審議した。

<議 事>

第 1 号議案：第 63 回学術講演会・総会中止への対応検討の件

市川理事長より，以下の通り説明された。

- ・2018 年 9 月 6 日，7 日に旭川で開催予定であった第 63 回学術講演会・総会は北海道胆振東部地震により，中止となった。
- ・その後，集会形式から Web 開催に変更して実施することを検討し，提案内容は 10 月 12 日に通信理事会で承認された。
- ・本日，常任理事会を開催し，Web 開催の実施に向けた意見交換を行った。
- ・常任理事会としては，返金の一定割合は 50%とする案で一致した。
- ・Web 開催の方法と収支予算案を提示するので，ご審議いただきたい。

本件を審議した結果，全会一致で承認された。

第 2 号議案：平成 30 年度学術奨励賞・RMB 優秀論文賞について

市川理事長より，2018 年 6 月 29 日に開催された予備選考委員会での審議・推挙結果を受け，同年 9 月 5 日に選考委員会を開催し，第 2 回通常理事会にて最終的に下記，各賞 3 名が推挙・承認された旨報告があった。

審議の結果，下記，平成 30 年度学術奨励賞 3 名，RMB 優秀論文賞 3 名の合計 6 名が授与と決定し，全会一致で承認された。

【平成 30 年度学術奨励賞】

<基礎部門>※産婦人科領域から変更

中筋 貴史

東京医科歯科大学周産・女性診療科

PLOS Genetics 第 13 卷 1 号 e1006578, 2017 年 1 月  
「Complementary Critical Functions of Zfy1 and Zfy2 in Mouse Spermatogenesis and Reproduction」

<産婦人科部門>

泉 玄太郎

東京大学医学部附属病院産婦人科

Journal of Immunology 第 198 卷 11 号 pp. 4277~4284, 2017 年 6 月

「Oil-Soluble Contrast Medium (OSCM) for Hysterosalpingography Modulates Dendritic Cell and Regulatory T Cell Profiles in the Peritoneal Cavity: A Possible Mechanism by Which OSCM Enhances Fertility」

<泌尿器科部門>

惣田 哲次

大阪警察病院泌尿器科

Human Reproduction 第 32 卷 3 号 pp. 514~522, 2017 年 3 月

「Systematic characterization of human testis-specific actin capping protein  $\beta 3$  as a possible biomarker for male infertility」

【RMB 優秀論文賞】

<基礎部門>

Narae Kim

Laboratory of Reproductive Biology, Graduate school of Agriculture, Kyoto University

RMB Vol. 16 No. 1 pp. 58-66

「Immobilized pH in culture reveals an optimal condition for somatic cell reprogramming and differentiation of pluripotent stem cells」

<産婦人科部門>

前川 亮

山口大学医学部産婦人科

RMB Vol. 16 No. 2 pp. 206-227

「Thin endometrium transcriptome analysis reveals a potential mechanism of implantation failure」

<泌尿器科部門>

湯村 寧

横浜市立大学附属市民総合医療センター 生殖医療センター泌尿器科

RMB Vol. 16 No. 4 pp. 354-363

「Reactive oxygen species measured in the unprocessed semen samples of 715 infertile patients」

第 3 号議案：今後の学術講演会の開催地について

市川理事長より、第 67 回（2022 年）学術講演会会長として推薦・立候補を各ブロックから募ったところ、下記の立候補・推薦があった。

久慈 直昭 理事（東京医科大学 産科・婦人科 教授）

関東ブロック 市川 智彦ブロック長推薦

通常理事会では、第 67 回学術集会会長として久慈直昭先生を内定候補とすることが了解された旨の報告があった。本件を審議した結果、全会一致で承認された。

久慈理事よりご挨拶があり、2022 年 11～12 月に東京で開催予定であることが報告された。

第 4 号議案：議事録署名人選出の件

原田議長より、定款第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり出席社員の中から議事録署名人 2 名を選任したい旨を説明し、その賛否を諮ったところ、原案通り全会一致で承認された。

議事録署名人 谷口文紀 代議員

同 松崎利也 代議員

以上をもって、すべての議事を終了し、本総会を閉会した。

以上の議決事項を証するため、この議事録を作成し、定款第 18 条第 2 項にもとづき、議長ならびに出席代表者たる議事録署名人において記名押印する。

2018 年 10 月 24 日

一般社団法人 日本生殖医学会 平成 30 年度臨時社員総会

議 長 原田 竜也 ⑩

議事録署名人 谷口 文紀 ⑩

同 松崎 利也 ⑩

## 学術誌掲載論文等のリポジトリとアーカイブの扱いについて

日本生殖医学会の刊行する学術誌（日本生殖医学会雑誌）に掲載された論文の著者自身のホームページ上での公開，あるいは著者の所属機関のリポジトリへの登録・保管に関しては，著者本人の判断にゆだねます。ただし，商業目的とするものに関しては，著作権元（学会）に許可を得ることといたします。

一般社団法人 日本生殖医学会編集委員会  
編集委員長 杉野法広

### 複写をご希望の方へ

日本生殖医学会は，本誌掲載著作物の複写に関する権利を一般社団法人学術著作権協会に委託しております。

本誌に掲載された著作物の複写をご希望の方は，(社)学術著作権協会より許諾を受けて下さい。但し，企業等法人による社内利用目的の複写については，当該企業等法人が公益社団法人日本複製権センター（(社)学術著作権協会が社内利用目的複写に関する権利を再委託している団体）と包括複写許諾契約を締結している場合にあっては，その必要はございません（社外頒布目的の複写については，許諾が必要です）。

権利委託先 一般社団法人学術著作権協会  
〒107-0052 東京都港区赤坂 9-6-41 乃木坂ビル 3F  
FAX: 03-3475-5619 E-mail: info@jaacc.jp

複写以外の許諾（著作物の引用，転載，翻訳等）に関しては，(社)学術著作権協会に委託致しておりません。直接，日本生殖医学会（E-mail: info@jsrm.or.jp）へお問い合わせください。

### 編集委員

杉野法広（委員長）

	辻村 晃	
安藤 寿夫	大須賀 穰	小川 毅彦
柴原 浩章	島田 昌之	白石 晃司
田村 博史	寺田 幸弘	原山 洋
原田 省	原田 竜也	細井 美彦
丸山 哲夫	松崎 利也	村上 節
森本 義晴		

---

日本生殖医学会雑誌 第64巻第1・2号 編集発行所 一般社団法人 日本生殖医学会

〒102-8481  
東京都千代田区麹町 5-1 弘済会館 6階  
株式会社コングレ内  
TEL: 03-3288-7266  
FAX: 03-5216-5552  
E-mail: info@jsrm.or.jp  
郵便振替 00170-3-93207

印刷・製本 株式会社 杏林舎  
〒114-0024  
東京都北区西ヶ原 3-46-10  
TEL: 03-3910-4311  
FAX: 03-3949-0230  
E-mail: info@kyorin.co.jp

2019年4月15日印刷

2019年4月20日発行